

高層住宅震災対応マニュアル 作成の手引き



はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被害やその時の状況は、まだ皆さんの記憶に強く残っていらっしゃるのではないのでしょうか。私達はその経験や感じたことを活かし、近い将来に起こりうる大地震に備える必要があります。

地震の備えは、まず「自助」が基本です。最低 3 日分、できれば 1 週間分の食料・水の確保や住居内の安全対策は、各ご家庭で取り組みましょう。

次に隣近所やマンションの皆さんで助け合う「共助」の精神で取り組むことが大切です。東日本大震災の時も、様々な助け合いが行われ、その必要性を強く感じた方も大勢おられたように、一人より二人、二人よりももっと大勢で力を合わせれば、心強いことはもとより、様々な対応ができるようになります。

大地震が発生した場合、マンション内では、家具の移動や転倒による家の中でのケガなどの被害、エレベーター内の閉じ込め、エレベーターの停止によって生活上の移動が困難になるなど、様々な影響が考えられます。

マンションの外では、交通機関が止まって家族が家に帰れない、物資が不足して必要な人に必要なものが届かないといった状況も考えられます。

また、高齢者や障害者、外国人、乳幼児などには、それぞれのニーズに応じた対応が必要です。さらに、被災時の男女のニーズの違いも考慮し、男女双方の視点に配慮する必要もあります。



東日本大震災の時に物資が売り切れてしまった区内のスーパーの様子

被害をできるだけ小さくするためには、今のうちから防災時の活動を考えておくことや、活動を行うための組織づくりに取り組んでいただくことが大変重要です。

ぜひ、この冊子を参考に取り組みを進めてみてください。

高層住宅震災対応マニュアル 作成の手引き

目 次

第1編 手引きの目的と構成

- 1. 手引きについて 1-1
- 2. 手引きの構成 1-2

第2編 震災対応マニュアルの作成のしかた

- 1. 震災対応マニュアルの策定の流れを確認しよう 2-1
- 2. 震災対応マニュアルを作成してみよう 2-2
 - 2-1. マニュアル策定組織の設置、進め方の検討 2-2
 - 2-2. 現状の把握 2-4
 - 2-3. 活動体制・内容の検討 2-6
 - 2-4. マニュアルの検証と改善 2-20
 - 2-5. 居住者への周知 2-20
 - 2-6. マンションのタイプによる留意点 2-21
- 3. 今からできること 2-23

第3編 標準マニュアル

- 1. 標準マニュアルについて 3-1
- 2. 震災対応マニュアル（例） 3-3
- 3. 事前対策マニュアル（例） 3-35

第 1 編 手引きの目的と構成

1. 手引きについて

江東区では、多くの方が高層住宅にお住まいです

江東区では、区民の8割以上が集合住宅に居住し、そのうち約5割が11階建て以上の高層住宅に居住しています。（平成22年国勢調査）

特に、近年では臨海部を中心にタワー型の超高層の集合住宅が増加しています。

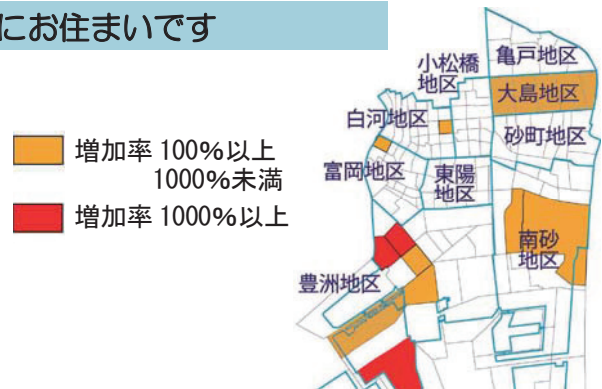


図 平成17年～27年の世帯数増加率が高い町丁目
(住民基本台帳各年1月1日)

高層住宅では、大地震時に多くの問題が集中することが考えられます



高層住宅は耐震性に優れており、大地震が発生した場合でも倒壊する危険性は少ないと言われています。

しかし、高層階の大きな揺れで家具が転倒してけがをするかもしれません。また、電気・ガス・水道などのライフラインやエレベーターが停止した場合、安否確認や救援救護活動、移動が制限されて、困難な被災生活を余儀なくされることが考えられます。特に、高層階にお住まいの方や、災害時要支援者にこれらの問題が集中することが考えられます。

一緒にお住まいのみなさんと共に、高層住宅の防災対策を進めましょう！

大地震時に考えられる多くの問題に対処するには、お住まいの方々自らが、進んで守り備えることが重要です。こうしたことから、江東区では、マンションごとのマニュアルの作成を推奨しています。

この冊子は、高層住宅にお住まいの方、管理組合、町会・自治会のみなさんが、大地震発生に備えた活動や、そのための組織づくりなどの取り組みを進めるにあたって参考にいただき、マニュアルとして取りまとめていくための手引きとして作成しました。

まずはこの手引きをご覧ください、できそうな内容から、お住まいの高層住宅に合ったマニュアルを作ってみましょう。



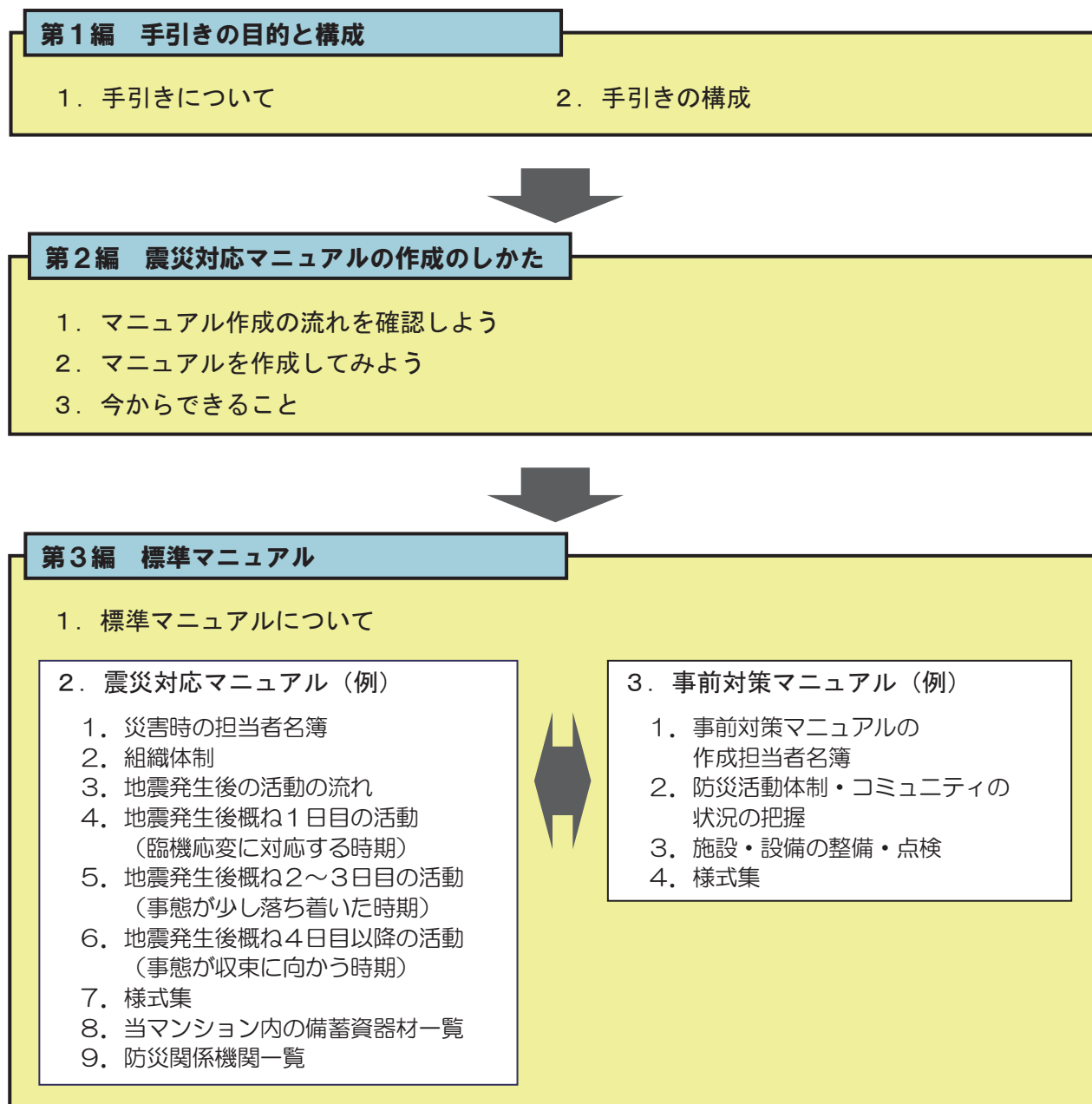
2. 手引きの構成

「第1編」は、手引きの目的などをお伝えしています。

「第2編」は、マニュアルで検討すべき内容について解説をしています。

「第3編」は、マニュアルとして考えられる基本的な内容を、標準マニュアル（震災対応マニュアル（例）・事前対策マニュアル（例））として示しています。

■手引きの構成



第2編 震災対応マニュアルの作成のしかた

1. 震災対応マニュアルの策定の流れを確認しよう

マニュアル策定組織のメンバーを選出し、検討する内容、マニュアル完成までのスケジュールを立てましょう。

■マニュアル策定の流れ（例）

策定の流れ	策定組織会議の検討テーマ	居住者の方々への対応
1 か月目	・ マニュアル策定組織の設置準備	策定会議への参加呼びかけ
2 か月目	・ マニュアル策定組織の設置	ニュースの発行 (マニュアル策定の取り組み開始のお知らせ)
3 か月目	・ マニュアル作成の進め方の検討	
4 か月目	・ 調査の内容 ・ 進め方の検討	ニュースの発行 (調査への協力呼びかけ)
5 か月目	・ 建物点検等調査の実施 ・ 居住者アンケートの実施	
6 か月目	・ 調査結果のまとめ	ニュースの発行 (調査結果の報告)
7 か月目	・ マニュアル（案）の検討 (その1)	
8 か月目	・ マニュアル（案）の検討 (その2) ・ 防災訓練の準備（企画検討）	
9 か月目	・ マニュアル（案）の検討 (まとめ) ・ 防災訓練の準備（準備）	ニュースの発行 (防災訓練の案内)
10 か月目	・ 防災訓練の実施	ニュースの発行 (防災訓練の報告)
11 か月目	・ マニュアルの検討 (改善点整理)	
12 か月目	・ マニュアルの検討（まとめ）	ニュースの発行 (マニュアル策定のお知らせ)

2. 震災対応マニュアルを作成してみよう

2-1. マニュアル策定組織の設置、進め方の検討

1) マニュアル策定組織の設置

マンションに関係する組織を整理し、策定組織を設置します。策定組織はマニュアルづくりだけでなく、日頃の防災活動を実践し、災害に強いマンションを目指しましょう。

■マニュアル策定組織の設置の進め方

①組織の設置

- ・管理組合及び町会・自治会で決定する。
- ・アンケート印刷費などの必要経費の支出などについて予算を編成する。

②委員の募集

- ・防災に関心のある居住者、専門家を公募する。

③委員の選出

- ・理事（防災担当者）、町会・自治会役員
- ・管理会社の担当職員
- ・公募した居住者

※委員は、少なくとも5人程度選出する。また、男女共同参画の視点から女性委員も選出する。

④委員の役割の確認・決定（例：委員長、副委員長、書記担当、広報担当、渉外担当、企画担当）

- ・マンションの防災活動の整備（マニュアル作成）
- ・居住者への広報
- ・防災訓練の計画、実施
- ・消防署との連絡調整
- ・周辺地域町会・自治会等との連絡調整
- ・管理組合（町会・自治会）への報告

（1）居住者を中心に策定組織を設置

マニュアルは、居住者の活動を対象とするため、建物に居住する人が中心となって策定組織を設置します。

建物の管理は、管理組合や所有者が管理会社に委託していることから、管理会社と連携する体制をつくります。

なお、居住者に関する組織は、「管理組合」と「町会・自治会」があります。

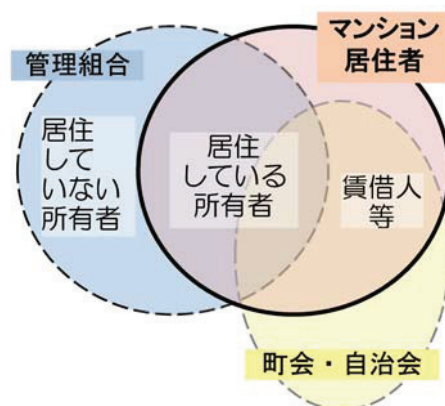
ア) 管理組合

管理組合は、区分所有法で「すべての分譲マンションは、区分所有者全員によって団体（管理組合）を構成すること」と、設立が義務づけられ、共用部分の維持管理は、区分所有者全員が共同で行います。

イ) 町会・自治会

設立も加入も任意であり、建物の所有者でなくても加入することができます。

■居住者に関する組織のイメージ



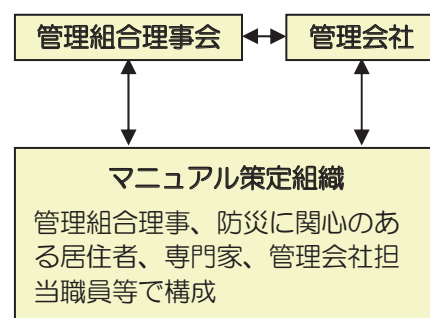
(2) 策定組織は管理組合、町会・自治会の組織に位置づけ

策定組織は、マニュアルを作るだけでなく、策定を通して居住者の防災意識を向上し、日頃の防災活動と災害時の活動を実践することが重要です。そのため、策定組織を管理組合や町会・自治会の組織の一部として位置づけ、連携して活動しやすい体制にします。

管理組合の場合は、理事会の下に「マニュアル策定組織」を設置し、防災関連の担当理事、公募による防災に関心のある居住者、専門家（医師、介護経験者、建築技術者など）と管理会社の担当職員で構成します。

町会・自治会の場合も同様ですが、管理組合や建物所有者の参加や必要ときに協議できる体制をつくります。

■ マニュアル策定体制



2) マニュアル作成の進め方の検討

マニュアルの作成趣旨、基本方針、スケジュールなど、基本的な考え方を検討します。

■ マニュアル作成の基本的な考え方（例）

①作成趣旨

- ・大地震などの災害時に予想される状況を把握し、自宅で被災生活を過ごせるようマンションの居住者同士が助け合いながら活動する。

②基本方針（案）

- ・居住者、管理組合（町会・自治会）、管理会社が連携した防災体制をつくる。
- ・建物、設備の状況や特性を把握する。
- ・居住者の状況を把握し、支え合う関係をつくる。
- ・被災生活を支える活動体制をつくる。
- ・エレベーターや水道、電気等ライフラインが停止した場合に備える。

③作成スケジュール

- ・p 2－1「マニュアル策定の流れ（例）」を参考に、他の行事等の日程等を考慮して設定する。

コラム

管理組合・町会・災害協力隊*を一体にした事例

- ・ファミリー浜園（約 470 世帯、約 1300 人）では、マンションで一つの町会をつくっており、災害協力隊は町会を主体に構成しています。また、災害協力隊員は自衛消防隊員を兼務することとしています。※自衛消防隊の詳細についてはお近くの消防署にお問い合わせください。
- ・管理組合理事長が町会副会長を兼務するなど、人的な交流を行うとともに、管理組合の予算から災害協力隊の活動費を含む町会活動費を支出して財政的にも連携を図り、災害協力隊の活動がしやすくなるように工夫しています。

※災害協力隊については p 2－23 参照

2-2. 現状の把握

1) 調査の内容・進め方の検討

マンションの現状を把握するために、「建物点検調査」と「居住者アンケート」を行います。それぞれの調査の内容とスケジュールを検討し、作業の分担を決めます。

2) 建物点検調査の実施

既存の計画における管理会社や居住者との連絡体制等を整理し、建物の防災設備・機材の設置状況、共有スペースの状況や使い方を現地で確認します。

調査結果は、マニュアル作成の検討材料とするほか、平常時・災害時の防災活動に活用します。

また、策定組織メンバー以外で関心のある居住者と一緒に点検するなど、居住者の防災意識の向上を図ります。

■点検の方法（例）

- ①管理会社の担当職員に協力してもらい、どこに、どんな施設、設備があるか図面を見ながら現地で点検する。
- ②点検内容は、下記の「点検のポイント」を参考に、管理会社の担当職員と話し合い、検討する。
- ③建物点検調査シート（事前対策マニュアル（例）様式－1）を記入し、施設設備の概要を把握する。

■点検のポイント

点検箇所（例）	点検のポイント
災害用格納庫・備蓄品	・ 備蓄品の種類、内容、数量 ・ 鍵の管理、災害時の利用方法
受水槽、給水槽・タンク、汚雑排水槽の容量	・ 災害時の点検方法 ・ 災害時の利用方法
非常用電源	・ 対象設備（非常用エレベーター、共用部分照明、非常用電話等）と稼働時間 ・ 燃料の容量、災害時の入手方法
各階の防災設備	・ 情報連絡設備、消火設備 ・ 防災設備の格納場所等
各戸の防災設備	・ 情報連絡設備、消火設備
震災時の集合場所等	・ 各階の集合場所（居住者の安否確認や情報交換） ・ 災害時に使えるスペース（会議室、サロン、ホール等） 【待避所（救護所）、災害時の活動場所】
避難経路	・ 各階及び建物の避難経路
防災センター・管理入 室	・ 各住戸、各階との連絡手段（平常時、災害時） ・ 職員の体制（平常時、災害時） ・ 機器の操作方法（マニュアルの有無）

3) 居住者アンケートの実施

居住者に防災に取り組む必要性を伝えるとともに、災害時要支援者や協力してもらえる専門家の把握などを目的として、居住者アンケートを実施します。

調査結果は、マニュアル作成の検討材料とするほか、平常時・災害時の防災活動に活用します。

■居住者アンケートの方法等

①アンケートの目的と内容

- ・居住者の防災意識の向上
- ・災害時要支援者の把握
- ・協力してもらえる専門家の把握
- ・居住者の状況把握
- ・居住者名簿の作成

②配布回収

- ・管理組合（町会・自治会）や管理会社の協力を得ます。

③準備

- ・アンケートのお願い及びアンケート（例）（事前対策マニュアル（例）様式－2）を参考に、アンケートに必要な資料を作成します。

4) 調査結果のまとめ

建物点検調査と居住者アンケートの結果から、地震発生直後の対応を重視して、以下の内容を取りまとめます。

■調査結果のまとめ方等

①建物点検調査より

- ・参加者で点検した結果を確認し、意見を出し合い、地震発生直後の対応についての課題や改善点を整理する。

- （ポイント）
- ・建物・設備の改修（p 2－26 参照）
 - ・水・食料・トイレの確保
 - ・防災センターと各階や各住戸の連絡方法
 - ・災害時に活動する場所の確認

②居住者アンケートより

- ・管理会社の協力を得ながら、策定組織メンバーで集計する。
- ・居住者の防災意識と実態を整理する。

- （ポイント）
- ・時間帯ごとの居住者の状況：居住者が最も少ない時間帯などを把握
 - ・災害時要支援者の状況：災害時要支援者と協力者の対応を検討
 - ・専門家の把握、協力依頼：分野ごとに把握し、災害時の協力体制を検討
 - ・策定組織や防災活動への参加：参加希望者の把握と呼びかけ

③調査結果の周知

- ・ニュースの発行や報告会を開催して、居住者に周知し、居住者の防災意識の向上を図る。

2-3. 活動体制・内容の検討

調査結果を踏まえ、活動の時期を地震発生後から、概ね1日目、概ね2～3日目、概ね4日目以降に分けて、活動内容と体制を検討します。

■活動時期のイメージ

①地震発生後概ね1日目の活動（臨機応変に対応する時期）

- ・建物にいる人が協力して活動することを基本に検討する。

②地震発生後概ね2～3日目の活動（事態が少し落ち着いた時期）

- ・帰宅する人など、活動に参加できる人が増えることを踏まえ、活動の内容と体制の充実を図る。

③地震発生後概ね4日目以降の活動（事態が収束に向かう時期）

- ・ライフラインの回復状況に応じて、活動内容と体制を縮小し、平常時の体制に移行する。

（1）活動体制・内容

震災時は、建物全体の活動を指示する「対策本部」の設置と、「各階」の活動体制を確立します。活動は、対策本部と各階が連絡をとって行うことを基本とします。

大規模な住宅の場合も各階の活動を基本としますが、情報連絡は複数階の情報をまとめて、対策本部に連絡します。

【検討事項】

1) 活動体制

「対策本部」と「情報班」「救出・救護班」「安全班」「物資班」の4班を設置して活動する。

2) 活動人員

各部署の人員は、建物の規模により人数を設定し、あらかじめ担当者を決める。

3) 専門家の活用

アンケートで把握した専門家を該当する班に配置し、平常時の活動にも協力してもらう。

4) 震災時の活動と平常時の活動

慣れている平常時の管理組合や町会・自治会の取り組みを基本とし、震災時にも対応できる活動方法や内容とする。

5) 各班の構成

「対策本部」は、本部長、副本部長及び各班長の6人で構成し、活動全体を把握する。

対策本部の各班は、各階から人員を確保し、救出・救護班及び安全班は居住者の専門家を配置する。

「各階」も同様の構成とし、対策本部の各班と連携して活動する。

6) メンバーの選出

本部長、副本部長、各階代表及び各班長は、管理組合理事、町会・自治会役員、策定組織委員や防災に関心のある方などから選びます。

情報班



救出・救護班



安全班



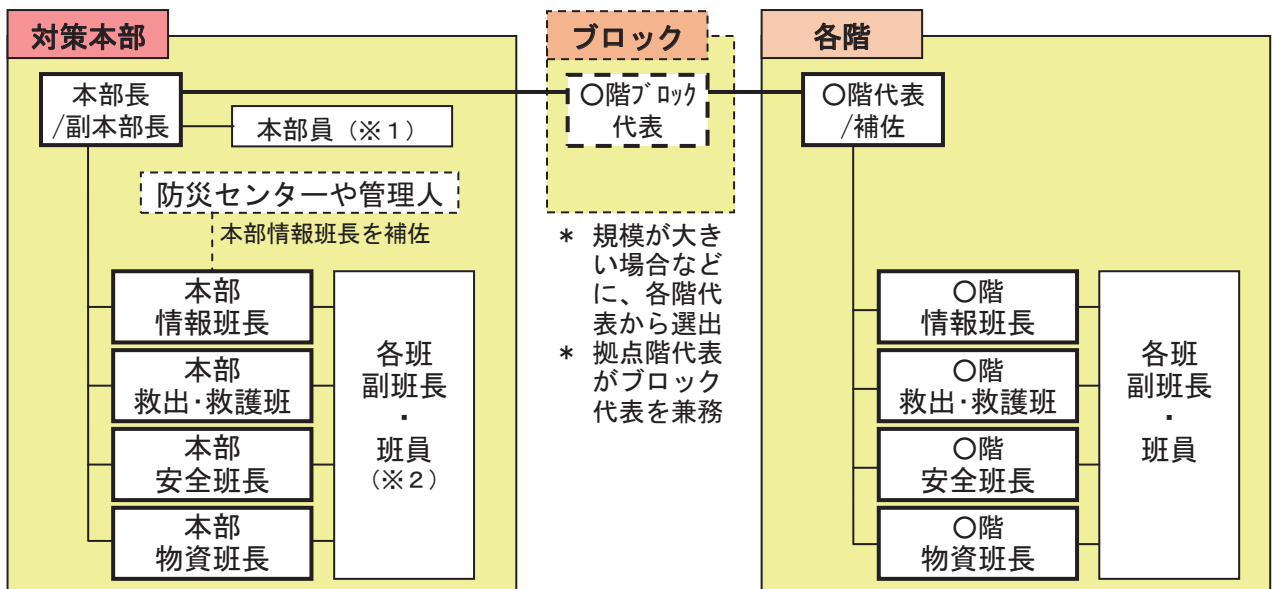
物資班



■ 部署ごとの主な活動内容

部 署	主な震災時の活動内容	主な平常時の活動内容
対策本部	①本部の設置 ②被害状況の把握と活動指揮 ③関係機関との連絡調整	・ 防災活動（防災訓練等）の企画実施
情報班	①居住者の安否等の情報収集・整理 ②居住者への情報提供 ③本部との連絡調整	・ 防災に関する情報の提供 （管理組合・町会・自治会と連携）
救出・救護班	①災害時要支援者の支援活動 ②負傷者の把握・救出 ③待避所（救護所）の設置・運営	・ 救命講習の受講 ・ 救出用器材の操作訓練
安全班	①初期消火活動 ②建物・設備の安全確保 ③出入口の管理 ④居住者への出火防止の注意・指導 ⑤建物内外の防犯活動 ⑥防潮板の設置	・ 建物の修繕計画、耐震補強等と連携した取り組み
物資班	①備蓄品・飲料水・救援物資等の管理・配布 ②ごみ集積場所の確保・管理 ③炊き出しの実施	・ 防災備蓄品の計画的配備と維持管理
防災センター（管理人）	①建物・設備の確認 ②情報班と協力し、放送設備による情報提供 ③防災倉庫の鍵の解錠 ④エレベーターの確認	・ 建物・設備の点検調査

■ 震災時の体制（例）



* 本部長・副本部長・各班長6人は専任とし、階代表、各担当を兼務しない

※1 対策本部歴任者などに、相談役的な役割で入ってもらう

※2 対策本部の人員が不足する場合に、各階から補充する

* 代表は、理事、策定組織委員、居住者から選出

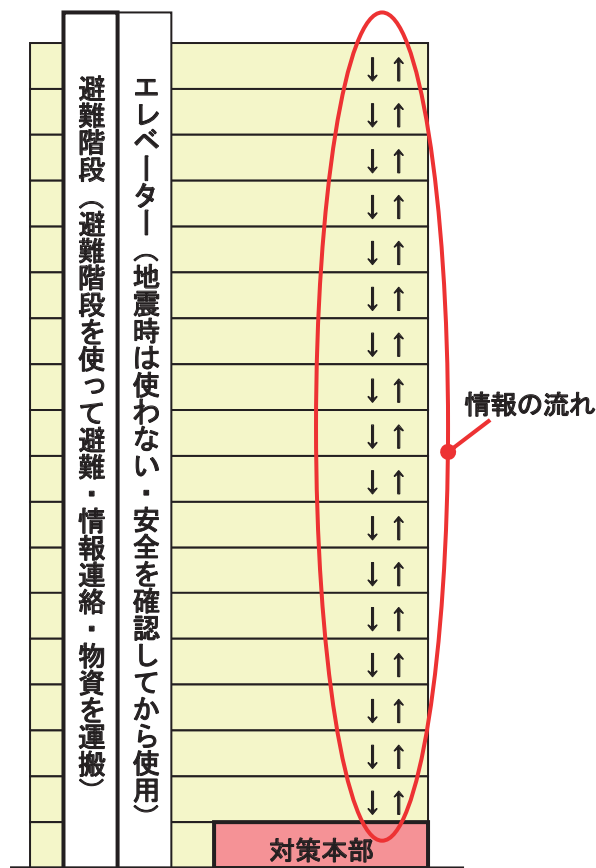
* 班員は、各階居住者から選出

(2) 連絡方式

建物の規模、設備、居住者の状況を考慮して体制をつくります。例えば以下のような方式があります。

①リレー方式

- ・各階の情報を、高層階から順番に下の階へリレーをして連絡します。



1. 各階の活動

- ①各階で協力して、各住戸の安否確認を実施する。
- ②「階別安否情報シート」(様式-1)に各戸の状況を記入する。
- ③避難階段を使い、リレー方式(下の階に渡す)により、「階別安否情報シート」を対策本部に届ける。

口頭伝達
・館内放送



口頭伝達
・情報シート

2. 対策本部の活動

- ①各階の状況を把握、整理する。
- ②外部の情報を整理する。
- ③対応策を検討し、口頭で活動の指示や情報を伝達する。館内放送が可能であれば、放送による指示や情報伝達を行う。

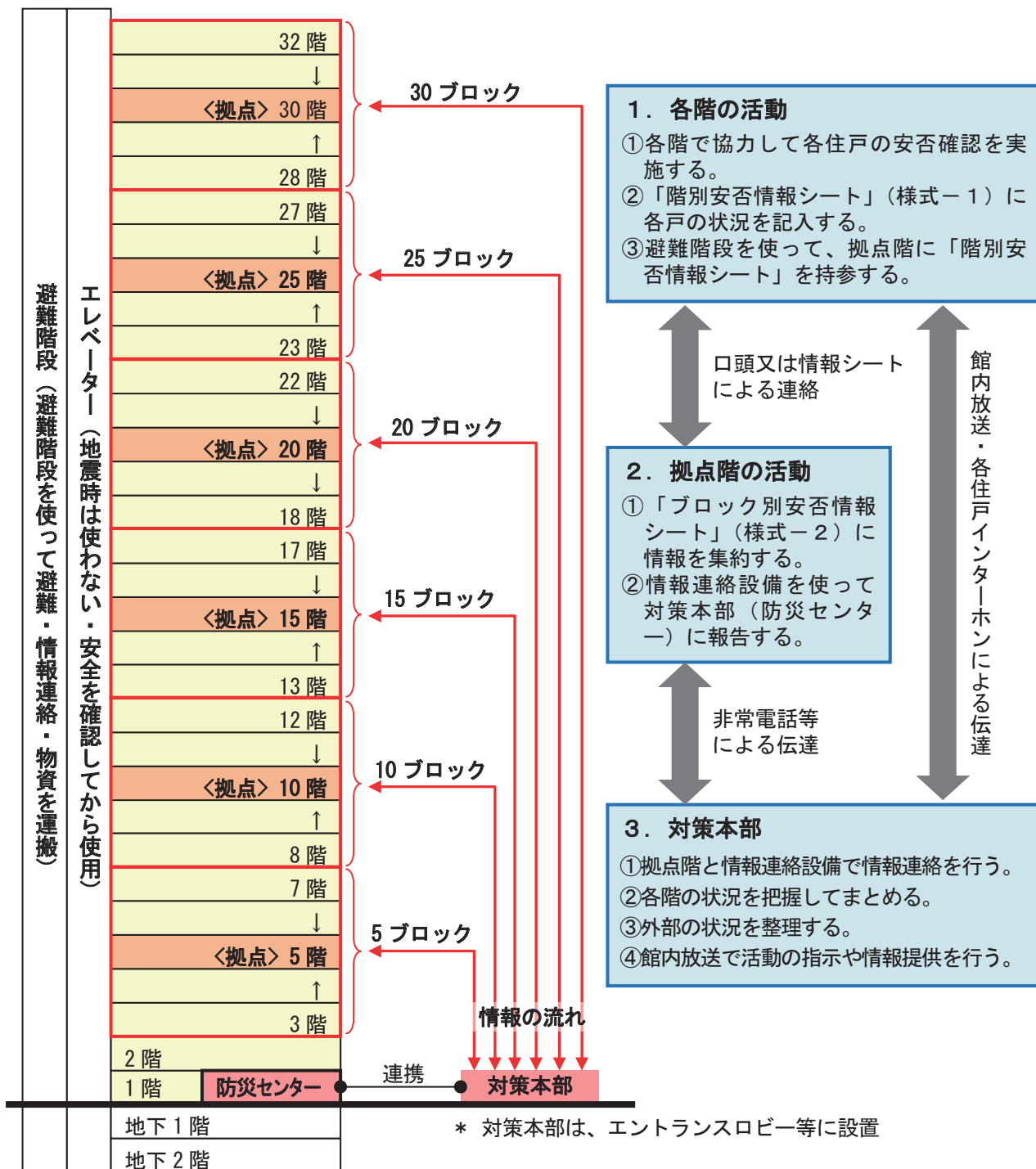
コラム

トランシーバーによる連絡体制の整備

- ・汐浜サンハイツ災害協力隊では、東日本大震災の経験を踏まえ、繋がらなかった携帯電話での連絡方法から、トランシーバーによる連絡方法に切り替えました。
- ・トランシーバーは停電時でも使えるように乾電池式のものとし、本部用8台、ブロックリーダー用16台、伝令用2台、予備4台の計30台のトランシーバーを整備しました。購入にあたっては、3機種を準備し、地下1階から15階建てのマンションの屋上まで電波が届くものを選びました。
- ・受持ち範囲が分かるようにしてあるトランシーバーは、ブロックリーダーの方の家の玄関に置くことにしており、不在の場合でも他の人が対応できるようにしています。
- ・マニュアルには、“名前は呼ばずに番号で呼ぶ”、“交信は本部とブロックの間のみとしてブロック間交信は禁止”といった、使用方法も記載しています。

②ブロック（拠点階）方式

- ・エレベーターが使えない場合の、高層階の移動の困難さや、非常時の緊急回線（住戸内インターホン、非常電話等）の一斉使用による防災センターの混乱を避けるため、複数階（例えば5階ずつ）の情報を一つのブロックにまとめ、情報連絡の拠点となる階（拠点階）から情報連絡設備を活用して防災センター・対策本部へ連絡します。



【ブロック及び拠点階の設定】

- ・ブロック内の住戸数（50戸程度）
 - ・上下階の移動のしやすさ（概ね2～3階）
 - ・非常時の情報連絡設備の配備
 - ・備蓄品の配備
- などを考慮します。

【情報連絡設備例】

- ・非常電話
- ・ジャック式電話（設備メンテナンス用）
- ・無線機
- ・各住戸インターホン



■建物のタイプによる検討事項（例）

項目	防災センターが無く、一定の時間帯にのみ管理人がいるマンションの場合	防災センターがあり、24 時間管理人がおり、各階に非常電話があるマンションの場合
地震発生後概ね 1 日目（臨機応変に対応する時期）の活動の検討【身の安全の確保、安否確認、人命救助・救護を中心に活動】		
各住戸での活動	・地震発生時の居住者の行動を整理（身の安全、消火、設備の確認など） ・各階で安否確認のための集合場所を検討 ・避難や集合場所までの経路を確認	
各階の活動	・各階の活動体制、内容の検討	
	・情報連絡の方法（口頭伝達） → 各階から対策本部に情報を集約 ※高層階から下の階へのリレー方式を検討	・情報連絡の方法（口頭伝達） → 各階から拠点階に報告（一旦集約） ※各住戸内のインターホンを使用不可
拠点（ブロック）の活動	・階数や各階の住戸数など、建物の現状により拠点階（ブロック）方式も検討	
		・拠点階（ブロック）の連絡体制の検討 ・各階の情報を集約、対策本部へ報告 → 拠点階の情報連絡設備で対策本部と連絡（情報連絡設備の確認）
対策本部の活動	・対策本部の設置場所の検討（1 階エントランスロビー等） ・対策本部の活動体制、内容の検討 ・立ち上げ要員の検討	・対策本部の設置場所の検討（防災センター） → 防災センター機器（非常電話等）の活用 ・対策本部の活動体制、内容の検討 ・立ち上げ要員の検討
待避所（救護所）の活動	・救護者、居住者、帰宅者等に対する待避所（救護所）の設置場所検討 ・待避所（救護所）の活動内容を検討	
	—	・高層階での待避所（救護所）設置の検討
地震発生後概ね 2 ～ 3 日目（事態が少し落ち着いた時期）の活動の検討【活動体制・内容の充実】		
・帰宅者等により活動人員を確保し、対策本部、各階の活動体制・内容の充実		
地震発生後概ね 4 日目以降の活動（事態が収束に向かう時期）の活動の検討		
・災害時の活動体制から平常時の体制へ移行		

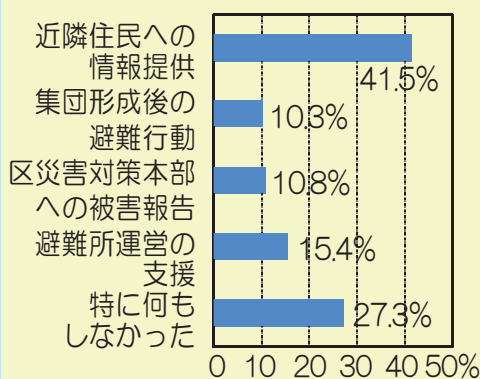
※ 1 つの区画内に複数の建物が立地しているマンションや店舗・事務所等が併設されているマンションは、上記に加え、p 2 - 2 1・2 2 を踏まえて検討

コラム

東日本大震災時の災害協力隊の活動

- ・江東区が災害協力隊を対象に実施したアンケート（平成 24 年 1 月、対象 285 隊、回収率 68.4%）結果によると、東日本大震災時に災害協力隊として活動したことから、「近隣住民への情報提供」「避難所運営の支援」の順で多くなっています。
- ・その他の活動としては、高齢者宅の安否確認やガスメーターの復旧指導、集会室の居住者への開放、マンショントイレの帰宅困難者への開放などがありました。

東日本大震災時に災害協力隊として活動したこと（複数回答）



(3) 地震発生後概ね1日目（臨機応変に対応する時期）

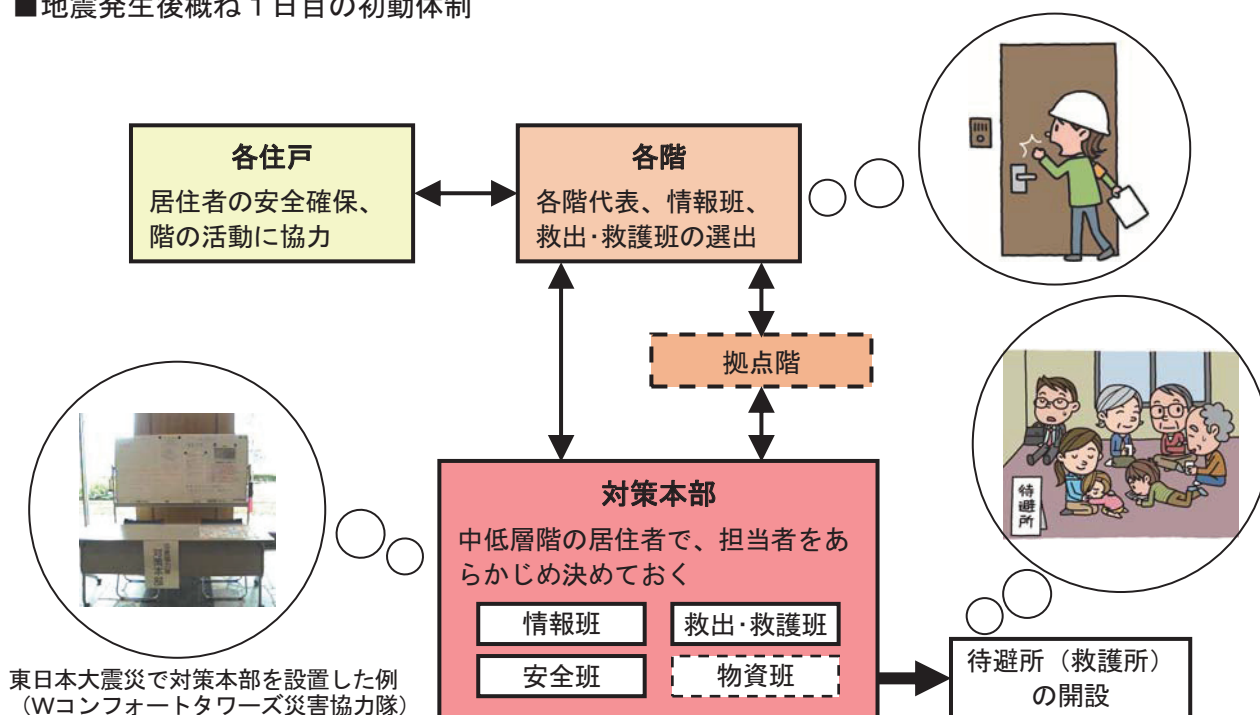
建物全体を指揮する「対策本部」と各階の活動体制をつくり、安全確保、安否確認、人命救助・救護を中心とした活動を行います。

連絡体制は、建物の規模や設備等に応じた体制をつくります。

■活動の基本

- ①発災当初は、建物にいる居住者が主体となって活動する。（あらかじめ役割を決めていても、地震の時に、その担当者がいるとは限らないため）
- ②夜間など、在宅の居住者が多い場合は、あらかじめ決めておいた担当者が中心となって活動する。
- ③対策本部は、中低層階の居住者が設置する。
- ④各階で協力しあって活動を支えあう体制をとり、居住者の安否確認や救助・救護活動を優先して行い、「各住戸⇄各階（⇄拠点階）⇄対策本部」の連絡体制をつくり対策本部に情報を集約する。
- ⑤対策本部は、情報班が集約した情報を整理し、各階（拠点階）に必要な指示を行う。
- ⑥救出・救護班が待避所（救護所）を開設し、安全班が建物・設備の安全確認を行う。

■地震発生後概ね1日目の初動体制



■対策本部と各階の初動体制

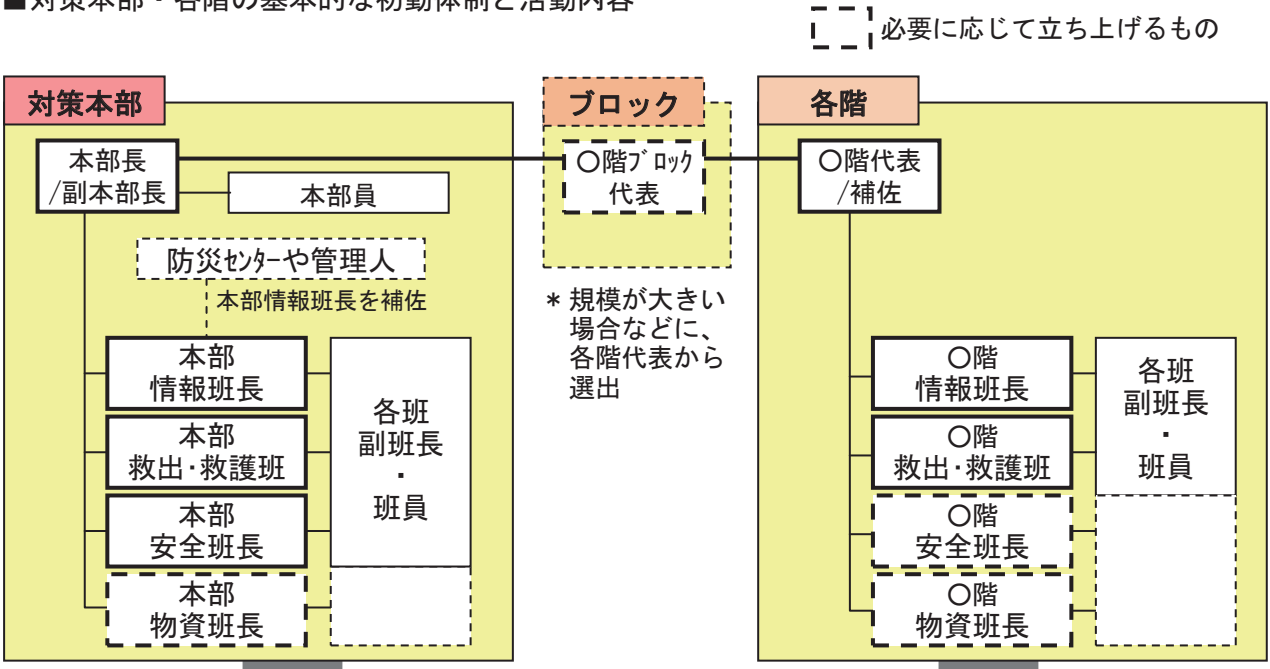
建物の規模や設備、居住者の状況（居住者数）により、震災時に必要な体制を検討し、役割内容を決める。

※各階の住戸数が少ない場合は、

- ・細かい役割分担はせず活動
- ・上下階で協力して活動

といった体制の工夫をする。

■対策本部・各階の基本的な初動体制と活動内容



部 署	〈対策本部〉初動活動の内容
本部長	活動全体の把握及び指示
情報班	居住者の安否等の情報収集、整理、伝達
救出・救護班	待避所（救護所）の開設、運営、誘導 ／各階の救助、救護支援
安全班	建物設備の安全確認／出入口の管理

部 署	〈各階〉初動活動の内容
代 表	・ 階全体の把握及び指示
情報班	・ 階の安否確認、情報収集及び連絡
救出・救護班	・ 負傷者の救助、救護 ・ 待避所へ誘導

■各住戸の活動

居住者の安全と災害時の活動体制を確保するため、以下の内容について点検と周知をしておく。

①点検

[安全の確保]

[火災防止と消火]

- ・家具の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止
- ・安全な部屋、場所の確保
- ・2つの方向の避難ルート
- ・火災警報器の設置
- ・ガスのマイコンメーター、電気の元栓の位置
- ・消火器の有無

※壁や天井の構造によって、家具の転倒防止方法が異なります。

②周知

- ・避難経路
- ・各階の集合場所
- ・トイレ、水道、ガス、電気は使用禁止（対策本部が安全を確認するまで）
- ・災害時の活動への協力

(4) 地震発生後概ね2～3日目の活動（事態が少し落ち着いた時期）

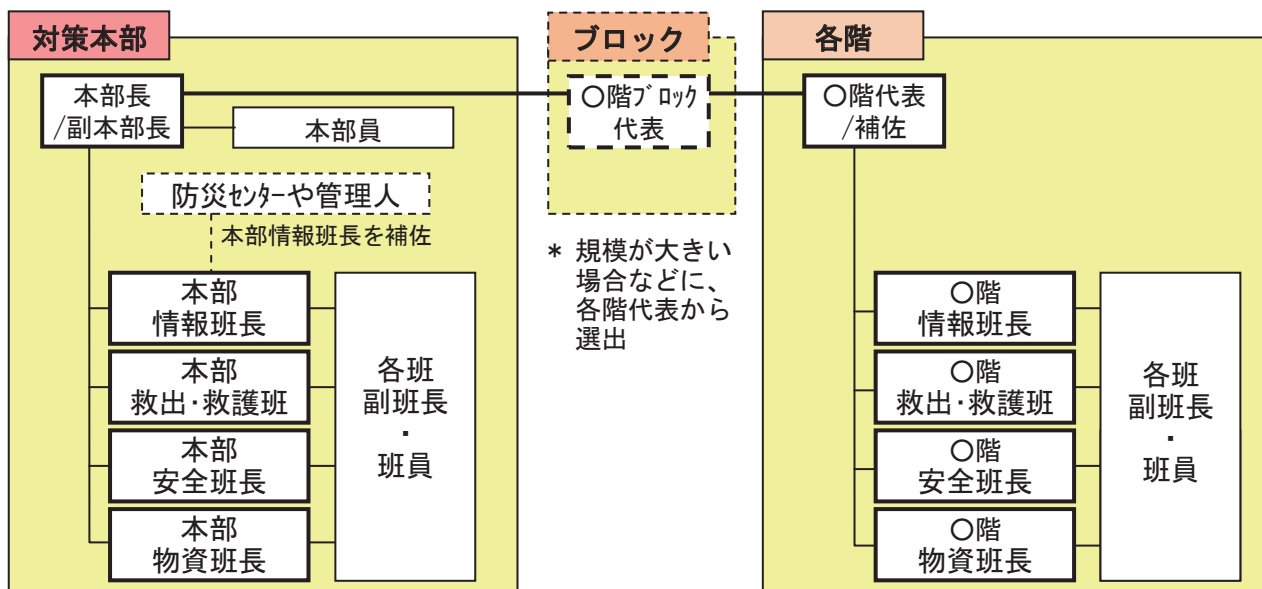
発災当初の活動を引き継ぎ、安心できる被災生活を送るために、対策本部、各階の活動体制と内容の充実を図ります。

この時期には外出していた居住者が帰宅するなど、在宅者が増えてくるので、あらかじめ決めておいた災害時の体制に移行します。また、居住者に活動への参加、協力を呼びかけ、活動体制を充実し、被災生活を支援します。

■地震発生後概ね2～3日目の活動体制

- ①「(1) 活動体制・内容」(p 2-6) で設定した活動体制と内容に移行するため、活動人員を確保する。
- ②この時期は、物資の供給が課題となることから、対策本部と各階に物資班を設置する。
- ③必要に応じて、各階に安全班を設置する。

■対策本部・各階の基本的な活動体制



※各班の活動内容については、建物、設備、体制にあった各班の活動を整理し、マニュアルに記載する。

コラム

大震災時のマンションの被害

～建物の耐震診断・耐震補強、エレベーターの震災対策が必要です～

- ・東日本大震災では、区内のマンションでもエレベーターの停止のほか、エキスパンションジョイントの落下などの被害がありました。
- ・阪神・淡路大震災では、壁が少ないピロティが崩壊するなどの被害がありました。
- ・1981（昭和56）年5月31日以前に建築されたマンションは、p 2-26を参考に、ぜひ建物の安全確保に取り組んでください。



ピロティが潰れたマンション
（阪神・淡路大震災）



エキスパンションジョイントの落下被害

【情報班の活動例】

■本部情報班の活動

- ①各階・ブロックの情報を把握し、本部からの指示を居住者に伝える。
- ②居住者の安否情報、現状を把握し、居住者の状況がわかる「対策本部安否情報シート」（震災対応マニュアル（例）様式－３）を作成する。
- ③避難所から情報を収集する。（避難所には情報班員を派遣し、町会・自治会と連携して情報連絡を行う）

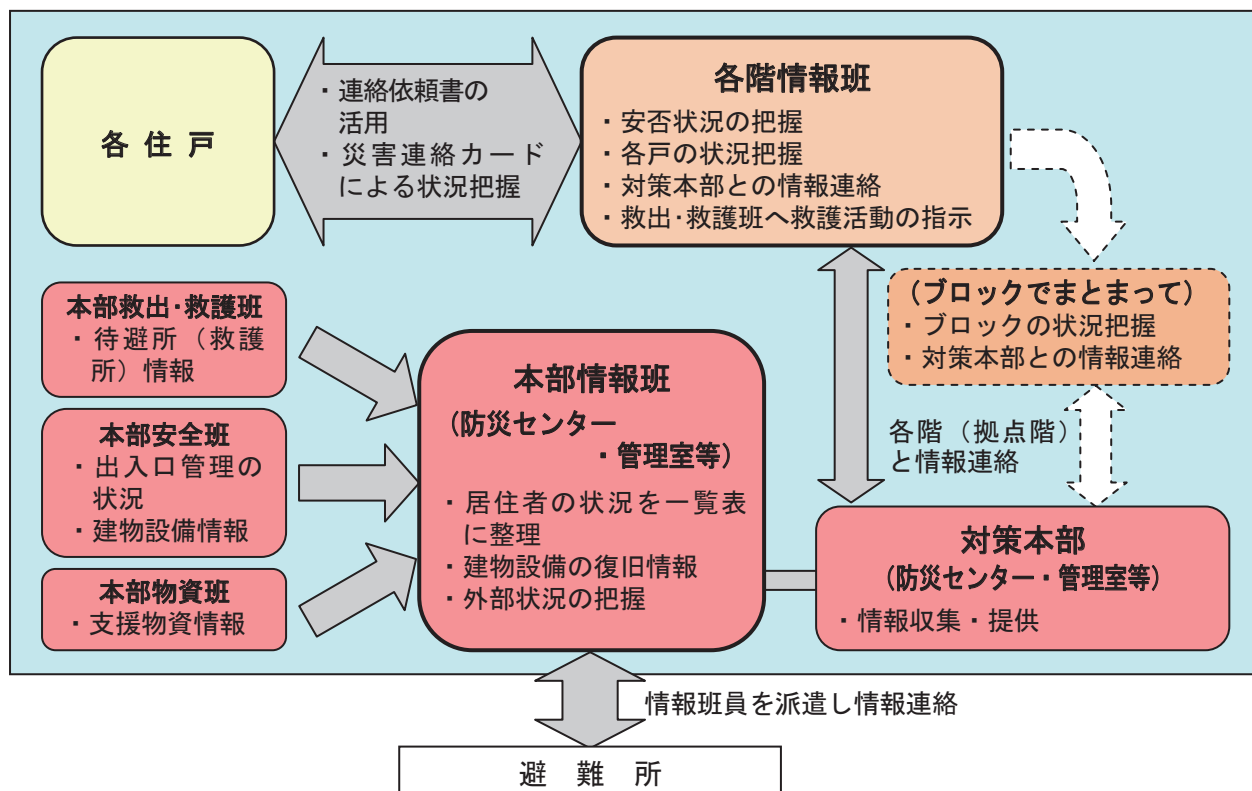
■各階情報班の活動

- ①各住戸の状況を把握するために各戸を訪問し「災害連絡カード」(震災対応マニュアル(例)様式-7)を配布する。回収は、情報班員が回収または情報班員宅のポストに入れてもらう。
- ②不在、安否不明の住戸は「連絡依頼書兼安否不明ステッカー」(震災対応マニュアル(例)様式-6)をドアに貼り、帰宅の連絡を依頼する。
- ③帰宅連絡の際「災害連絡カード」(震災対応マニュアル(例)様式-7)を渡す。
- ④災害連絡カードの内容を整理し「階別安否情報シート」(震災対応マニュアル(例)様式-1)に記載する。
- ⑤救護が必要な住戸がある場合は、救出・救護班へ活動を指示する。
- ⑥各階の情報を、対策本部(拠点階)に連絡する。

※ブロック（拠点階）方式の場合

- ①各階の情報班長は「階別安否情報シート」を拠点階に持参し、ブロック代表に渡す。
- ②ブロック代表の指示により、拠点階の情報班は「ブロック別安否情報シート」（震災対応マニュアル（例）様式－２）に情報を整理する。
- ③ブロックの情報を、対策本部に連絡する。

■情報班の活動イメージ



【救出・救護班の活動例】

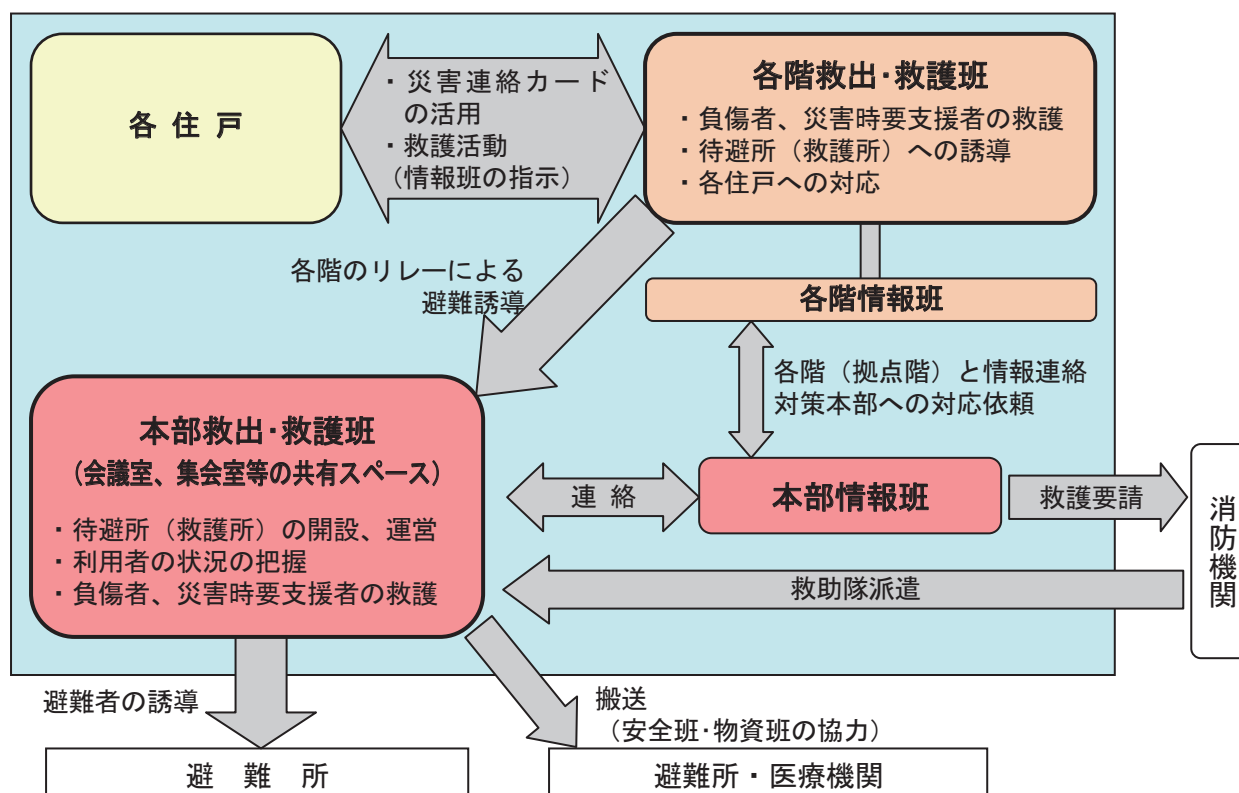
■本部救出・救護班の活動

- ①会議室、集会室等の共有スペースに待避所（救護所）を開設し「待避所受付名簿」（震災対応マニュアル（例）様式－４）に利用者の状況を記入し、負傷者、災害時要支援者の救護を行う。
- ②手当が必要な負傷者、災害時要支援者は、防災センターを通じ、消防署に連絡する。
- ③消防隊員の到着が困難な場合は、最寄りの医療機関、避難所等の施設に連絡を取り、安全班、物資班の協力を得て、搬送する。
- ④待避所（救護所）での生活が困難な場合は、避難所へ誘導する。

■各階救出・救護班の活動

- ①各住戸、エレベーターホール等において負傷者、災害時要支援者の救護を行う。
- ②避難や手当が必要な災害時要支援者、負傷者は安全班、物資班と協力して、各階のリレーにより待避所（救護所）へ誘導する。
- ③情報班からの指示により、救護が必要な住戸への対応を行う。

■救出・救護班の活動イメージ



【安全班の活動例】

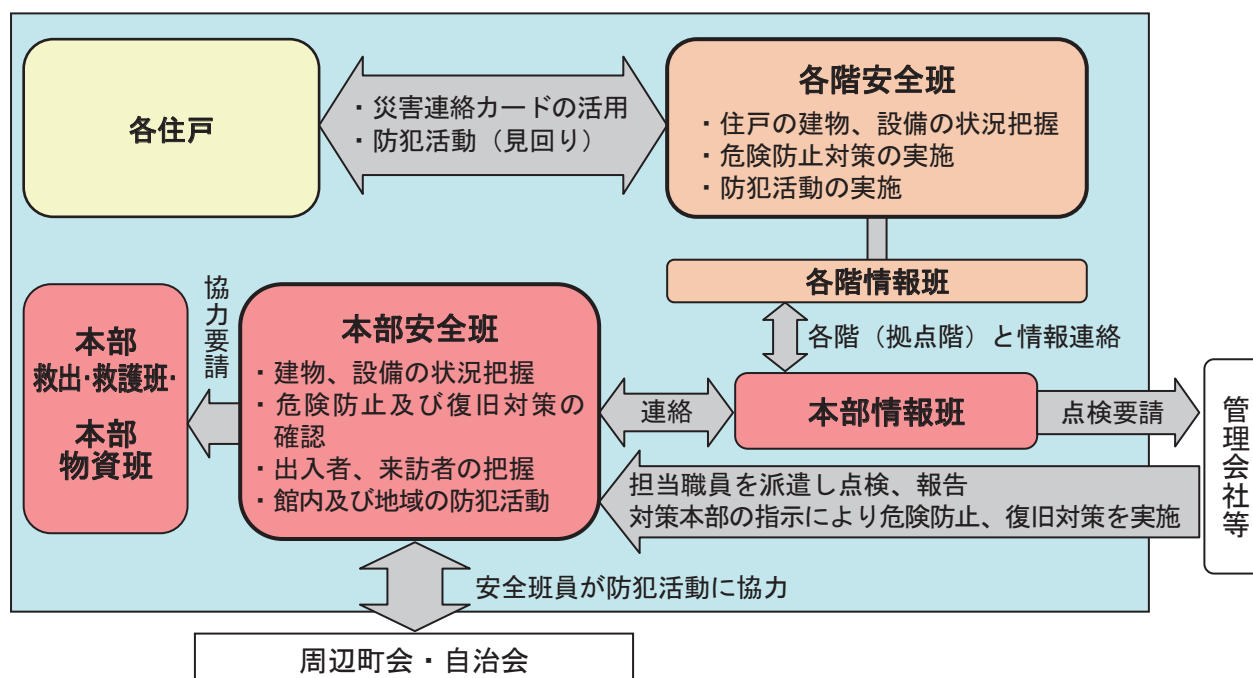
■本部安全班の活動

- ①管理会社等の担当職員と協力し、建物及び設備の状況を確認する。
 - ・建物の点検：外装、内装、構造等
 - ・設備の点検：給水管、排水管、電気配線等
 - ・エレベーターの点検
- ②管理会社等に点検結果のまとめを依頼する。
 - ・危険箇所の明示と危険防止策
 - ・復旧が必要な場所、内容、費用等
 - ・エレベーターの復旧見通し
- ③点検結果を対策本部に報告し、対策本部の指示に基づき管理会社等が行う危険防止・復旧策を管理する。
- ④費用を要する復旧対策については、理事会の開催を要請し、理事会の承認を得て行う。
- ⑤防犯活動として、出入口を限定し、出入者を把握する。来訪者には名簿への記載を依頼する。
- ⑥町会・自治会と協力して地域の見回り等を行う。
- ⑦救出・救護班の活動に協力する。(避難誘導、負傷者の搬送等)
- ⑧物資班の活動に協力する。(物資の調達、運搬、配布等)

■各階安全班の活動

- ①管理会社等の担当職員、本部安全班と協力し、各階の建物及び設備の状況を確認する。
- ②各住戸の被害状況を「災害連絡カード」(震災対応マニュアル(例)様式-7)をもとにまとめ、対策本部に報告する。
- ③対策本部の指示に基づき管理会社等が行う危険防止・復旧対策を管理する。
- ④防犯活動として各階の見回りを行う。また、本部安全班の指示により、町会・自治会と協力して地域の見回り等を行う。
- ⑤救出・救護班の活動に協力する。(負傷者、災害時要支援者の誘導、搬送)
- ⑥物資班の活動に協力する。(物資の調達、管理、配布)

■安全班の活動イメージ



【物資班の活動例】

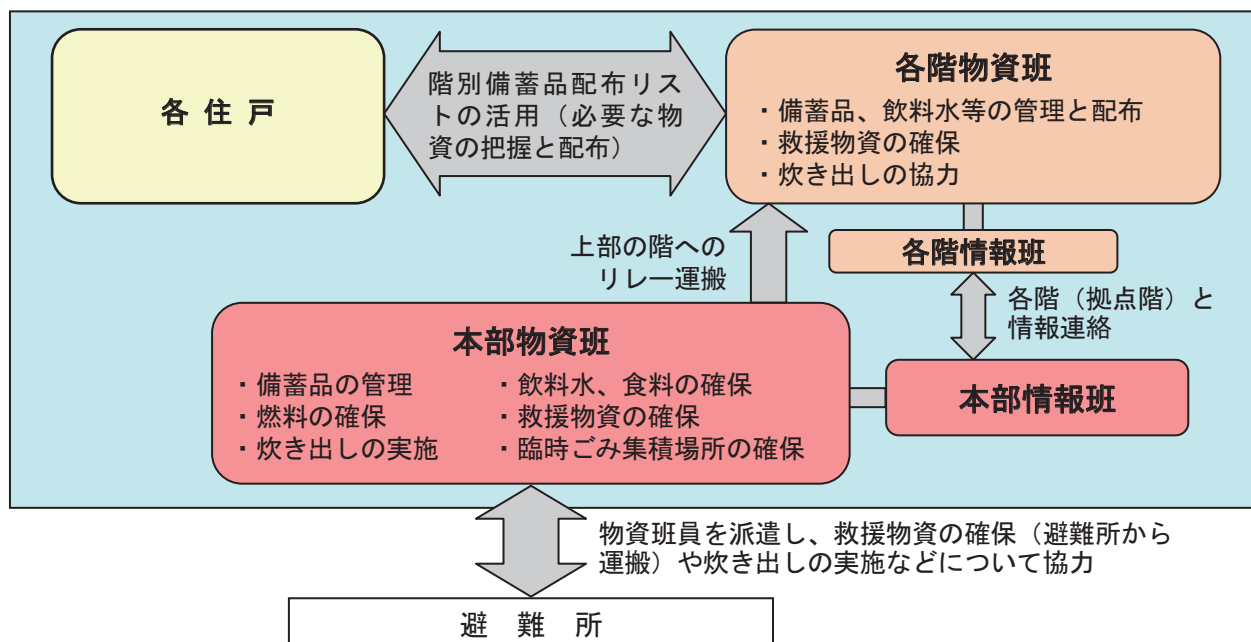
■本部物資班の活動

- ①レスキュー工具、担架等の使用状況を把握し、必要な場所への移動を指示する。
- ②飲料水、食料の配布状況を管理する。
- ③「備蓄品・救援物資等使用リスト」（震災対応マニュアル（例）様式－９）の記入内容から、各階で必要としているものを把握する。
- ④低層階（２階程度）までの物資の運搬は、本部物資班が、近い階の物資班を中心に、各階物資班の協力を要請して行う。
- ⑤３階以上へは、各階物資班がリレーにより運搬する。
- ⑥各階への配布状況は、各階物資班の報告により確認する。
- ⑦飲料水が不足する場合は、受水槽からポリタンク（備蓄品として用意）に給水し、運搬する。
- ⑧非常用電源の燃料を確保する。（購入先と保管場所を決めておく）
- ⑨近隣の町会・自治会と協力し、避難所等から救援物資を運搬する。
- ⑩各階の必要量を把握し、配布する。
- ⑪町会・自治会と協力して炊き出しを行う。（炊き出しの場所を提供）
- ⑫臨時ごみ置場を設置する。

■各階物資班の活動

- ①レスキュー工具、担架等の使用状況を把握し、対策本部に連絡する。
- ②対策本部の指示により、必要な場所へ移動する。
- ③飲料水、食料が必要な住戸を把握し「階別備蓄品配布リスト」（震災対応マニュアル（例）様式－８）を作成する。
- ④数量を各階でまとめ、対策本部に連絡する。
- ⑤対策本部の指示により、物資をリレーにより運搬、住戸へ配布する。
- ⑥本部物資班に協力し、避難所等から救援物資を運搬する。
- ⑦本部物資班に協力し、炊き出しを行う。
- ⑧各住戸のごみは、エレベーターが稼動するまで各住戸での保管を徹底する。

■物資班の活動イメージ



(5) 地震発生後概ね4日目以降の活動（事態が収束に向かう時期）**①活動体制縮小の目安**

ライフラインの被害想定と復旧時期は、以下のように考えられています。考えられる被害としては、これらの他にも長周期地震動による高層建物上部の大きな揺れによる建物被害や、屋内収容物の移動・転倒による人的被害も考えられます。

復旧については、高層住宅では、人や物の移動を担うエレベーターの稼働が重要なことから、電力の復旧が1つの目安になります。

■江東区の震災被害想定

ライフライン	被害想定※ ¹ (東京湾北部地震、M7.3、 冬の夕方18時、風速8m/秒)	(参考) 阪神・淡路大震災以降に発生した既往 地震災害時において、復旧に要した期間※ ²
電力施設	○停電率：43.4%	概ね1週間程度
通信施設	○不通率：7.6%	概ね2週間程度
ガス施設	○供給停止率：34.1～100.0%	概ね1～2か月
上水道施設	○断水率：76.5%	1か月以上
下水道施設	○被害率：27.9%	1か月以上
エレベーター	○閉じ込めにつながり得るエレベーター 停止台数：440台	—

※1 出典：「江東区地域防災計画」（平成25年3月）

※2 出典：「首都直下地震による東京の被害想定報告書」（平成24年4月）

②日常生活への転換

ライフラインの復旧状況、避難所及び区の活動状況により、対策本部を廃止し、管理組合による復旧・復興活動（建物被害の改修、居住者の状況把握や被災生活の支援など）を進めます。

■各班の活動体制縮小の目安

班	内 容
情報班	全居住者の状況を把握し、災害対策上の対応が必要なくなった段階。
救出・救護班	建物内での救護及び救助が完了し、待避所（救護所）が必要なくなった段階。
安全班	出入口の管理と防犯活動は、管理会社等（管理人）による通常管理体制が整った段階。
物資班	必要量の物資が確保でき、エレベーターの稼働により、個人で物資を確保することが可能となった段階。ただし、ごみ処理は継続して実施。



本部長 副本部長	各班体制の状況を把握し、縮小、廃止を指示。 各班の活動が終了した時点で対策本部を廃止し、平常時の体制へ移行。
-------------	---

(6) 災害時の活動備品

自主防災組織の災害時における活動では、様々な活動備品が必要となります。活動備品の例は下記のとおりです。マンションの規模などにあわせ、数量などを決めてください。

食料や飲料水などの備蓄については、最低3日分、できれば1週間分と言われておりますが、居住者分をマンションが負担すると膨大な量になるため、日頃から各家庭で備蓄してもらうよう呼びかけることが大切です。

■ 共通備品

名 称	用途等
懐中電灯	夜間見回り、安全確認等
ヘルメット	安全点検の際、飛来物等の防護
粘着テープ	掲示物の貼り付け、危険個所の応急処理等
腕 章	自主防災組織内の役割の明確化
トランシーバー	通信手段
軍 手	作業用
発電機	停電時の電源確保用
発電機燃料	発電機用のガソリン等

■ 本部長・副本部長

名 称	用途等
対策本部員名簿	各班の担当者把握
防災マニュアル	各班の活動内容把握等

■ 情報班

名 称	用途等
居住者名簿	居住者の安否確認等
災害時要支援者名簿	災害時要支援者の把握・安否確認等
サイレン付ハンドマイク	情報連絡・避難誘導等
携帯用ラジオ	情報収集・安否確認等
乾電池	機器類の電源確保等
ホワイトボード	被災状況や復旧・支援情報等の共有

■ 救出・救護班

名 称	用途等
担 架	負傷者、要支援者の救護・運搬等
救急セット	負傷者の応急救置等
建物図面・設備図面	建物の被害状況確認、安全確認等
ブルーシート	危険個所の処置、防水等
消火用バケツ	初期消火活動用
誘導棒	夜間の誘導
油圧式ジャッキ	転倒家具等の持ち上げ等
金のこぎり	家具等の転倒物切断
ハンマー	障害物の破壊
バール	開閉困難なドアのこじあけ、破壊等
スコップ	ガラス片等危険物の運搬処理、堀削等
投光器	夜間照明

■ 物資班

名 称	用途等
備品等一覧表・配布リスト	備品等の在庫管理、配布状況管理等
災害用簡易トイレ	断水時の排泄
給水タンク	外部からの給水

2-4. マニュアルの検証と改善

1) 防災訓練の準備・実施

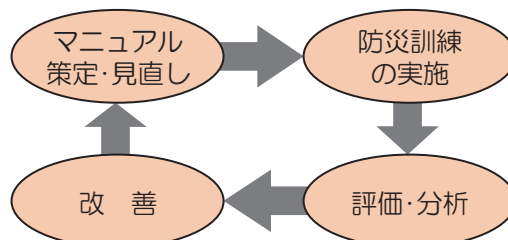
マニュアル（案）を概ね作成した段階で、マニュアルに基づいて活動できるかどうか実際に訓練を行って検証します。

2) マニュアルの内容の見直し

訓練結果を、評価・分析することで必要な改善を行い、マニュアルを見直していきます。

この作業をくり返すことで、より実情にあったマニュアルにしていきます。

■より活動しやすいマニュアルへの改善のイメージ



2-5. 居住者への周知

居住者に対しマニュアルの作成過程を適宜周知することで、作成段階からマニュアルへの関心を高め、わかりやすい内容にすることが大切です。そのために、様々な機会を通して、居住者に情報を提供し、作成への参加やマニュアルを検証する防災訓練への参加を促しましょう。

（1）作成過程における情報提供

- ①策定組織の活動状況を紹介するニュースを発行し、建物点検調査、居住者アンケートへの協力や参加を促します。その中で防災に関心のある居住者にはマニュアル策定の協力をお願いします。
- ②調査の結果をニュースで知らせます。また、報告会や意見交換会を開催して居住者の意向を把握し、マニュアルに反映します。
- ③管理組合の理事会、町会・自治会役員会等、関係組織には定期的に進捗状況を報告して意向を把握し、マニュアルに反映します。

（2）作成したマニュアルの周知

- ①作成したマニュアルをニュースで知らせるとともに、説明会の開催やマニュアルを全戸に配布するなど、居住者への周知を図ります。
- ②マニュアルに基づく防災訓練を実施して、マニュアルの理解と認識を深めます。

災害協力隊のニュースの例
(Wコンフォートタワーズ災害協力隊)



2-6. マンションのタイプによる留意点

1つの区画内に複数の建物が立地しているマンションと、店舗や事務所等が併設されているマンションでも、大地震発生後の基本的な取り組みのながれは共通ですが、情報連絡の方法、体制等の工夫が必要です。

■基本的な取り組みのながれ



(1) 1つの区画内に複数の建物が立地しているマンションの留意点

対応を検討するために情報は1箇所に集約・管理し、活動は各棟で実施することが重要です。

対策本部の設置にあたり、防災センターが各棟に配置されていれば、機器の使用ができ、棟ごとに情報を把握することが可能です。しかし、敷地内の全棟のマンションを1つの防災センターが管理している場合は、連絡の集中により混乱が予想されるため、対策が必要になります。



■対策本部設置場所・情報連絡方法の目安

項目	防災センター有り		防災センター無し	
防災センターの配置状況	各棟に有り	1つの防災センターが全棟を管理	—	—
管理事務室等の配置状況	(防災センターに準拠)	(防災センターに準拠)	各棟に有り	1つの管理事務室等が全棟を管理
対策本部の設置	主となる防災センター（隣接スペース）に1箇所設置 ※その他の棟は棟本部を設置	防災センター（隣接スペース）に設置	主となる管理事務室等（隣接スペース）に1箇所設置 ※その他の棟は棟本部を設置	管理事務室等（隣接スペース）に設置 ※その他の棟は棟本部を設置
情報連絡の方法	拠点階から情報連絡設備により各棟本部へ報告し、対策本部で集約	拠点階から情報連絡設備により対策本部へ報告	各階のリレー方式により各棟本部へ報告し、対策本部で集約	

（２）店舗や事務所等が併設されているマンションの留意点

住宅と店舗や事務所等との協力体制・内容を整理することが必要です。

災害時、店舗や事務所等は、それぞれの店舗や事務所等で対処することが基本となっているため、居住者は居住者で活動することが基本となります。

しかし、同一の建物内であるので、お互いに協力しながら被災生活を支え合っていくことが必要です。マニュアルを検討する際は、建物の管理体制を確認するとともに、事前に店舗や事務所等の状況を把握してお互いに協力できる内容を整理しておきます。

また、連絡方法や活動内容など、協力体制を検討する上で、互いに共通認識を持つことにより、災害時の混乱を防ぐことができます。



■対策本部設置場所・情報連絡方法の目安

用 途	住 宅		店舗・事務所等（事業所）	
防災センター （ 管 理 事 務 室 等）の配置状況	住宅棟専用	住宅・事業所を一括して管理		事業所棟専用
対策本部の設置	防 災 セ ン タ ー （ 隣 接 ス ペ ー ス）に設置	防災センター（隣接スペース）に設置		防災センター（隣接 スペース）に設置
		住宅棟本部設置	事業所棟本部設置	
情報連絡の方法	拠点階から情報 連 絡 設 備 で 連 絡、又はリレー 方式で連絡	拠点階から情報連絡 設備で連絡、又はリ レー方式で連絡	事業所の防災計 画等による	事業所の防災計画 等による
		対策本部で情報を集約		
備 考	・災害時の協力（人員、備蓄品、救助資器材、待避所スペース等） ・平常時の協力（防災訓練の合同実施等）			

3. 今からできること

マニュアルの実効性を高めるため、今から取り組んでおきたいことがあります。

1) 災害協力隊の設立について

この震災対応マニュアルの作成や、作成後の取り組みを進めるには、地域や居住者のみなさんが一緒に取り組むことが必要です。江東区では、地域や居住者のみなさんが防災活動に取り組む自主防災組織を「災害協力隊」と呼び、その活動を支援しています。

(1) 災害協力隊とは

大規模災害において被害を最小限に食い止めるためには、区・消防・警察・自衛隊等の防災関係機関の活動だけでは達成できないことを数多くの災害の経験が証明しています。

つまり、災害の被害を軽減させる（減災）には、公共機関による救助や支援などの「公助」に加えて、地域住民相互による援助「共助」、そして自らが自らを守るという「自助」のそれぞれが必要であるということです。

災害協力隊は、「共助」のための中核となる組織で、「自助」を行う住民個人を直接的又は間接的に支える地域の基盤となるものです。地域には寝たきりの高齢者など、災害時に自力で避難することが困難な人々（災害時要支援者）も住んでいます。緊急性を要する災害時には防災関係機関による支援、救出救護活動が期待できないことがあり、災害協力隊の「共助」の活動は、災害時要支援者など多くの人々の被害を軽減させるために極めて重要なものです。



■災害協力隊の役割

平 常 時	災 害 時
○いざという時に地域の防災力が最大限発揮できるような体制づくりを行う。 ・ 防災知識の普及 ・ 地域の災害危険箇所の把握 ・ 防災訓練の実施 ・ 避難器具などの設備点検 ・ 防災資機材の整備と点検	○その時々状況に応じて、地域の減災のために様々な対策を機動的に実施する。 ・ 情報の収集と住民への伝達 ・ 出火防止と初期消火 ・ 避難誘導 ・ 被災住民の救出・救護 ・ 給食・給水活動 ・ 避難所運営協力

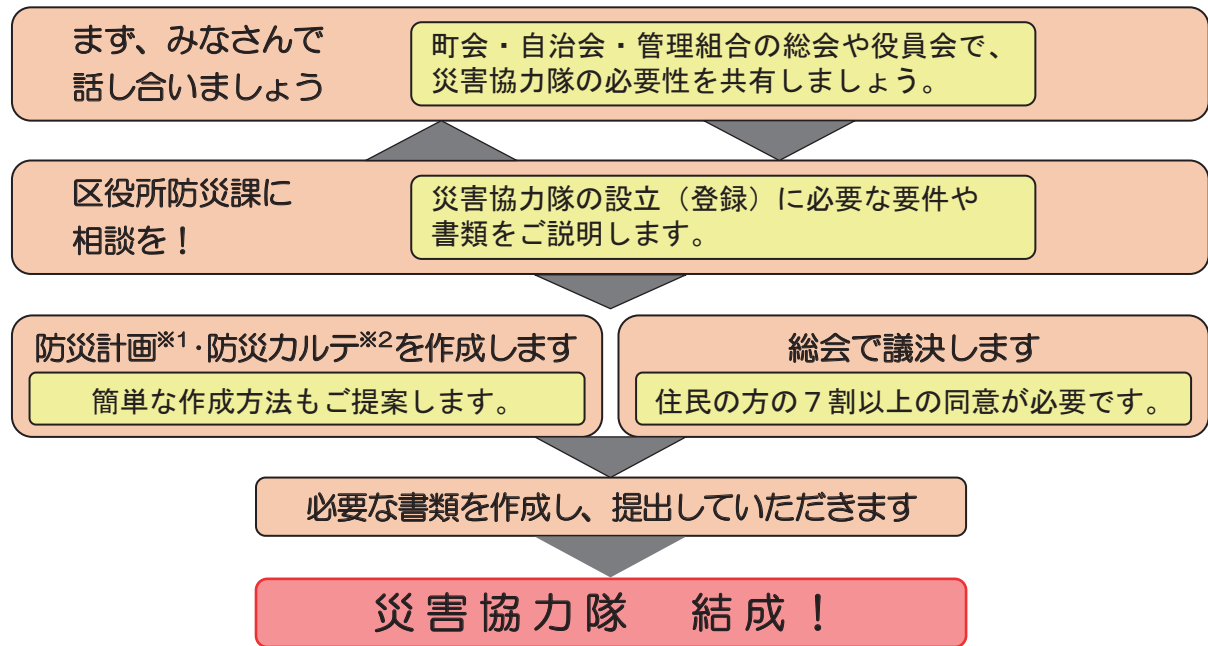
■お問い合わせ先

江東区 総務部 危機管理室 防災課 災害対策係

(電話) 3647-9587

(FAX) 3647-8440

(2) 災害協力隊の設立（登録）の流れ



※1 防災計画は、災害に備えた常備品として全構成世帯に配布するものです。災害協力隊の各班の役割、救出救護、初期消火、避難方法、避難所生活、地域の防災マップ、平常時の防災対策、災害時要支援者への対応等について記載するものです。

※2 防災カルテは、災害協力隊の一部の役員が所持しているものであり、地域の災害時要支援者・要援護施設や災害時に役立つ技能を持った人材の把握、危険箇所、街頭消火器、防火水利等の調査、応急資器材の点検等を内容としています。

(3) 設立（登録）の要件

■ 設立（登録）の要件

要件	内容
1. 地域住民（会員）の総意	・ 世帯数7割以上の総意をもって設立 ・ 総会等において設立議案が承認されていること
2. 編成表等の提出（隊の編成を行えること）	・ 隊長、副隊長、情報班、救出・救護班、安全班（防火班、避難・誘導班）、物資班を編成 ・ 日中発災対応班があれば望ましい ・ 年1回区へ編成表と活動計画書、実績報告書を提出
3. 隊の規模	・ 100世帯以上
4. 一時集合場所の指定、周知	・ 発災時に避難場所へ避難する前段階で集合する「一時（いつとき）集合場所」を指定し、全員に周知すること
5. 平常時の活動	・ 自主防災訓練の実施 ・ 区主催の防災事業への参加・協力（可能な範囲で） ・ 地域の把握（防災カルテ）及び地区別防災計画を作成し、住民の防災意識高揚を図る

■災害協力隊への貸与物品等

※平成27年3月現在

1. 災害協力隊被服（年1回1隊につき5人分まで、新隊の場合15人分まで）
 - (1) 上衣（男子用S～3L・女子用SS～LL）
 - (2) ズボン（男子用SS～4L・女子用S～3L）
 - (3) 帽子（男子用フリー・女子用フリー）
 - (4) 半長靴（男女共通 22cm～28cm）
 - (5) 腕章（男女共通）
 - (6) ヘルメット（男女共通）
2. ハンドマイク（メガホン） ----- 2個
3. サーチライト（懐中電灯） ----- 2台
4. 担架 ----- 1台
5. 避難用ロープ（20m） ----- 5本
6. 救急箱（20人用） ----- 1個
7. 隊旗（500mm×700mm）1枚（ポール付）
8. 救助用作業工具一式 ----- 1セット
内容：大ハンマー・バール・油圧ジャッキほか
9. 防災資器材格納庫：1棟物置 外寸2630mm ×1790mm ×2075mm（床面積4.71㎡）
10. 災害協力隊活動助成金 ----- 年1回交付

100世帯未満	30,000円
100以上～500未満世帯	50,000円
500以上～1000未満世帯	70,000円
1000以上～2000未満世帯	90,000円
2000以上～3000未満世帯	110,000円
3000以上世帯	130,000円
11. 一斉情報配信システム端末 1台
12. その他：自主防災訓練を実施される場合に、クラッカーや参加記念品を参加人数分支給。



区主催の災害協力隊リーダー講習会

階段避難車の操作訓練
(ソラネットシティ災害協力隊)

2) 施設・設備の整備・点検

(1) 建物の安全確保

1981（昭和 56）年の建築基準法の改正により、新耐震基準が適用されています。これ以前に建築確認を受け建築された建物は、耐震診断を行い、耐震改修等の検討が必要です。1981（昭和 56）年 5 月 31 日以前の耐震基準で建築されたマンションについては、区の助成制度を活用した耐震診断や耐震改修等を検討します。

分譲マンションでは、修繕費の積み立てなどを行っていますが、地震災害に対する保険や復旧費も検討します。

施設・設備の災害時の点検や活用について、管理会社・関係施設・設備会社と話し合い、ルールを決めます。

■耐震診断や耐震改修等に関する区の助成制度（平成 25 年 3 月現在）

建築物の種類	助成区分	助成割合	助成限度額
分譲・賃貸マンション	耐震診断	1 / 2	150 万円
	耐震設計	1 / 2	150 万円
	耐震改修工事	1 / 2	1,000 万円
緊急輸送道路沿道建築物（※1）	耐震診断	2 / 3	200 万円
	耐震設計	2 / 3	200 万円
	耐震改修工事	2 / 3	2,000 万円
特定緊急輸送道路沿道建築物（※2）	耐震診断	建築物の規模により異なります	
	耐震設計		
	耐震改修工事		
	除却・建替え		

※1 江東区耐震改修促進計画において指定された道路に面し、地震によって倒壊した場合にその道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にする恐れがある一定高さ以上の建築物です。

※2 緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化が必要と東京都が指定した路線の沿道にある一定高さ以上の建築物です。平成 24 年 4 月から東京都の条例により、対象建築物の耐震診断が義務化されました。なお、助成額は建築物の規模により異なりますので、お問い合わせください。

【備考】

- ・助成の対象となる建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物です。
- ・申請者が企業の場合は、中小企業に限ります。
- ・マンション等耐震化に対する相談を希望する方には、無料で耐震化アドバイザーを派遣します。

■お問い合わせ先

江東区 都市整備部 建築調整課 建築防災係
 （電話）3 6 4 7－9 7 6 4 （FAX）3 6 4 7－9 0 0 9

(2) 防災備蓄品の確保と管理

家庭では用意できない救助、救護用品を優先して備蓄します。

■備蓄について

- | | |
|---------|---|
| 【備蓄品の例】 | ・照明器具、金づち、バール、避難用・救助用ロープ、ラジオ、軍手、ヘルメット、担架、など |
| 【保管場所】 | ・災害用格納庫は、地下や低層階にある場合が多いが、中層階や高層階にも備蓄品を配備する場所を確保する。 |
| 【購入方法】 | ・災害協力隊や管理組合等で予算化し、計画的に購入する。
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 10px;"> 入れ替えが必要となる水、食料などの備蓄品は、期限が切れる前に訓練の際に居住者に配布する。一度に購入せず、数年に分けて購入することで、配布数を調整することもできる。 </div> |

■エレベーター内の備蓄

万が一、エレベーター内に閉じこめられた場合を想定して、エレベーター内の備蓄も検討しましょう。

専用の備蓄用品が市販されていますので、スペースや維持管理面も考慮して、備蓄内容を検討しましょう。

3) 防災活動体制・コミュニティの状況の把握

(1) 災害時の活動体制の整理

平常時から防災に関して継続的かつ専門的に検討し、活動できる体制を作ります。災害時に活動する班の担当者を決めておき、日頃の活動を災害時に活かすようにします。

■活動体制

- | |
|--------------------------------|
| ①活動人員（案） |
| ・マニュアル策定組織のメンバー |
| ・防災に関心のある居住者 |
| ②活動体制 |
| ・管理組合や町会・自治会の1部門として位置づけ、連携して活動 |
| ③人員の確保と役員の継続（例） |
| ・任期なし |
| ・複数年制 |
| ・決まった役職から退き、本部員として活動に継続して参加 |

コラム

新築マンションでの災害用格納庫の設置

- ・区では、住宅の防災力を強化する目的で、「江東区マンション等の建設に関する条例」により、集合住宅における一定フロアごとの災害用格納庫の設置を義務付けています。

(2) 入居者名簿の作成

災害時の居住者の安否確認、災害時要支援者の支援等に必要な入居者名簿を作成します。

管理組合が所有する名簿を利用する際は、マンションの管理規約（個人情報の取り扱い）を確認してください。

賃貸住宅の場合は、オーナー（所有者）や管理会社が入居者を把握しています。災害時に活用できるよう管理会社とルールを決めておきます。

■作成のための準備

①項目の設定

- ・各住戸の状況：住居、事務所、空き室
- ・居住者の状況：氏名、年齢、家族構成、緊急時の連絡先など

②保管場所と保管方法の決定

③管理責任者の設置

④更新方法、時期の決定

⑤災害時の使用方法の決定

(3) 災害時要支援者の把握と支援

災害時要支援者は、年齢や家族構成から想定できますが、特に支援が必要な高齢者や障害者などは本人の意向を把握するアンケートや区の支援制度を活用して把握します。

アンケート（事前対策マニュアル（例）p 3－49）により把握する方法や、高齢者地域見守り支援事業（※）を活用した見守り活動などを通して把握する方法があります。

※「高齢者地域見守り支援事業」は、ひとり暮らし高齢者が増加している中、自宅で亡くなり長期間気付かれない「孤独死」や親族、地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態を未然に防ぐことを目的に、「サポート地域」の皆さんとともに約1年をかけて取り組む事業です。

■高齢者地域見守り支援事業のお問い合わせ先

江東区 福祉部 高齢者支援課 地域福祉係

（電話）3 6 4 7－9 4 6 8 （FAX）3 6 4 7－9 2 4 7

コラム

簡単な安否確認方法 ～玄関ドアにステッカー～

- ・防災活動は、居住者の自助が基本になります。助けを必要としている人を助けるため、居住者それぞれが助けを求めているのか、意思表示することが必要です。
- ・Wコンフォートタワーズ災害協力隊では、マグネット式のステッカーをつくり、いざという時に玄関ドアに貼りつけてもらい、安否確認がしやすい工夫をしています。

安否確認完了

安否確認ステッカー

（４）防災訓練等の実施

消防法（第8条1項）では収容人員が50人以上のマンションは、防火管理者を置き消防計画を作成し、消防訓練を行うことになっています。この訓練を活用し、震災時を想定した訓練を行いましょう。

■訓練の例

①マニュアル検証訓練

- ・策定したマニュアルにより、活動ができるか実践、検証し、必要な修正を加える。

②地震時の対応のための訓練

- ・起震車による震度体験、高層階からの負傷者搬送等

コラム

防災訓練の取り組み

居住者のみなさん自らが被災時に適切な行動ができるように、消防署や管理会社などの支援を受けながら、防災訓練が行われています。

【ファミリー浜園災害協力隊の訓練】

- ・年2回防災訓練を行っており、消火やAEDの訓練のほか、備蓄している資機材の点検を行っています。
- ・夏に行う納涼大会で投光器を活用するなど、日々の行事の中で使用して、資機材の使い方に慣れるようにしています。



【Wコンフォートタワース災害協力隊の訓練】

- ・155名（平成24年5月現在）の隊員を対象にした訓練と、居住者全員に呼びかけて行う訓練を行っています。
- ・隊員訓練は本部設置や物資運搬などについて、居住者全員に呼びかけて行う訓練は本部設置や通報連絡、避難、救護、救命などについて行っています。



←隊員訓練の様子

居住者全員に呼びかけて行う訓練の様子



(5) マンションのコミュニティづくり

日頃から顔見知りでなければ、災害時にも協力して活動することが難しくなります。マンション内のコミュニティが必要です。

まず、お互い知り合いになることが大切です。日頃のあいさつや声かけが、顔見知りになるよいきっかけになりますが、次のようなこともきっかけになります。会話する機会が増えれば、防災活動のヒントも見つかりやすくなります。

■コミュニティづくりのきっかけ（例）

①防災訓練と合わせたコミュニティづくり

- ・訓練の際に、名札（部屋番号と名札）を着用して、誰なのかが分かるようにする。
- ・懇親会を開催し、同じ階の居住者を紹介しあい、楽しみながら顔見知りになる。

②マンション内のサークル等を活用したコミュニティづくり

- ・既に活動しているサークルなどに防災の取り組みについてPRと協力を依頼する。

③町会・自治会のイベントへの参加

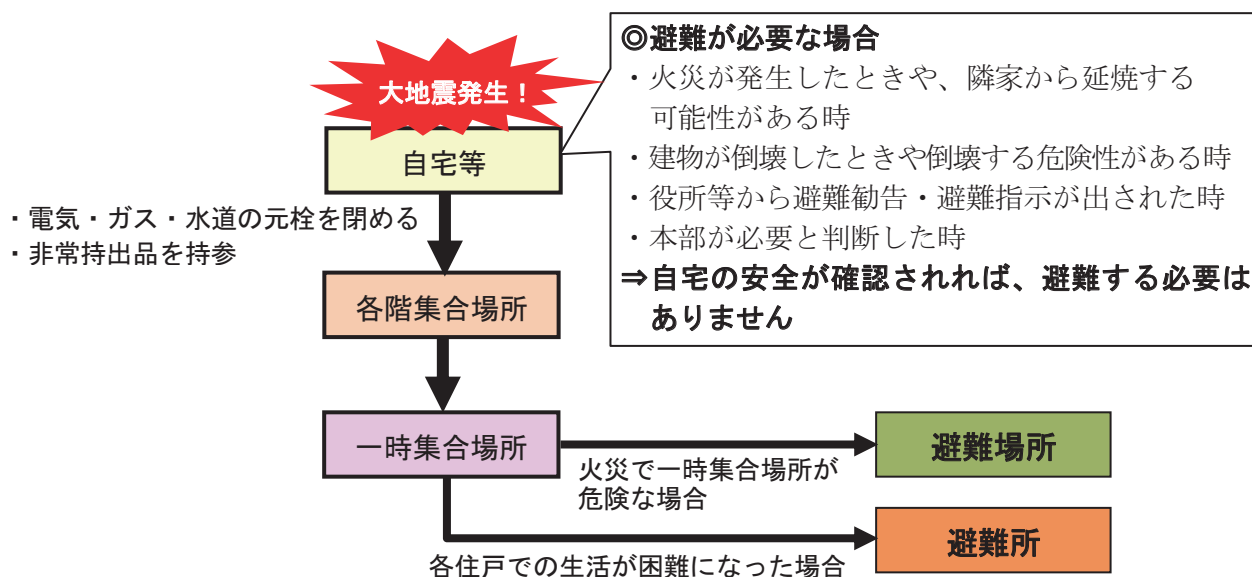
- ・町会・自治会が主催するイベントで交流を深める。

(6) やむを得ず避難する場合のしかた

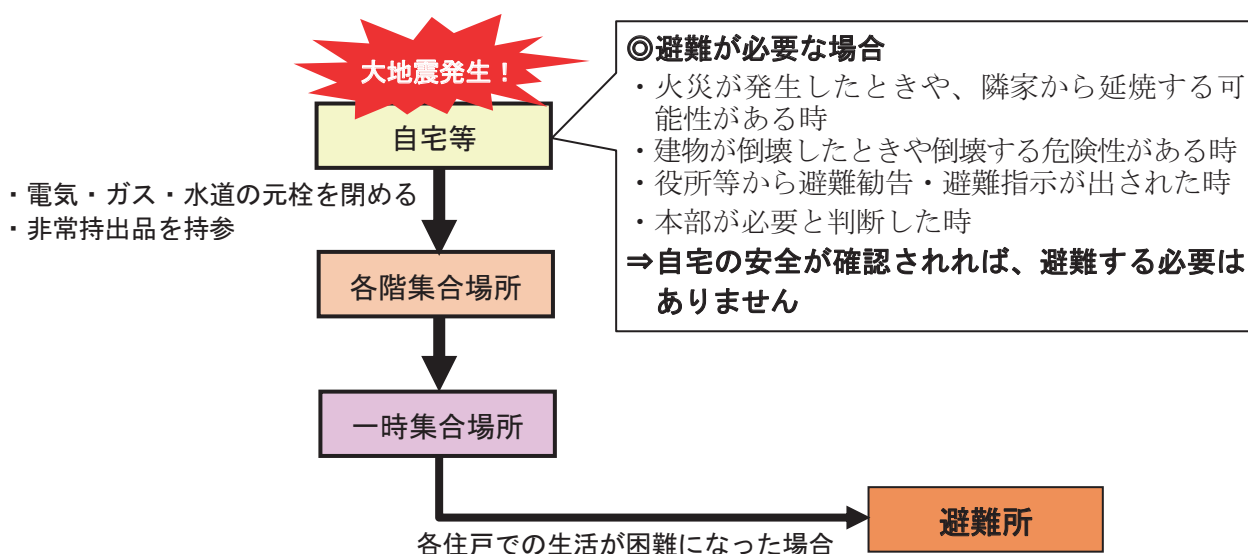
高層マンションは倒壊等の危険性が低いことから、基本的に地震発生後も住み続けることになります。しかし、やむを得ずマンションから避難しなければならない場合も想定して、お住まいのマンション周辺の避難場所や避難所を把握しておくことも重要です。

■マンションからの避難方法

大地震の場合（居住地が地区内残留地区外または避難場所区域外にある場合）



大地震の場合（居住地が地区内残留地区内もしくは避難場所区域内にある場合）



4) 周辺の地域との連携

(1) 地域と連携する体制づくり

まちの中でも敷地が比較的広い高層住宅では、集会室や災害用格納庫など、災害時に活用できる場所がある場合が多く、地元町会・自治会に場所や人材を提供することができます。そのような災害時の活動場所がない場合や、避難所を通した情報や物資の確保などにあたっては、周辺の町会・自治会と協力して取り組む必要があります。

そのため、お住まいのマンション周辺の町会・自治会と、災害時の相互の協力について話し合い、共同の防災訓練を行うなどの関係を作ることが大切です。

(2) 地域の行事、祭事への参加と協力

高層住宅のコミュニティ活動と地域の行事に相互に参加するなど、周辺の町会・自治会と連携して日頃から付き合いを深めておきましょう。

お互いに顔見知りの関係になることで、災害時の活動を円滑に行うことができます。



コラム

連合町会や各種地域団体への参加

- ・東日本大震災では、マンションに住む高校生や大学生などが、マンション内だけでなく地域の避難所でもボランティアとして活躍し、地域とのつながりが深まったというケースもあります。
- ・日頃から連合町会や各種地域団体に参加することは、災害時の活動がしやすくなるだけでなく、大規模な修繕を行う際に理解を求める場合にも重要です。ぜひ、地域との連携に取り組みましょう。

第3編 標準マニュアル

1. 標準マニュアルについて

標準マニュアルには、「震災対応マニュアル（例）」と「事前対策マニュアル（例）」があり、次のような特徴があります。

「震災対応マニュアル（例）」は、震度5強以上の地震が発生した時の、マンション居住者の基本的な活動を示したもので、全居住者が知っているといふ内容を整理できるようにしています。

「事前対策マニュアル（例）」は、震災対応マニュアルを作る前に、大地震が発生した時の活動を考えるために、事前に把握しておくべき基本的な事項を示したものです。こちらは、震災対応マニュアルの策定メンバーの方が使うことを想定しています。

どのようなマンションでも、震災時の活動の基本的な取り組みのながれは共通ですが、規模や設備の違い、居住者の状況、マンションのタイプなどによって、条件は異なります。

これらを参考にして、できそうな内容から、お住まいの住宅タイプや規模に応じたマニュアルづくりを進めましょう。



■基本的な取り組みのながれ

安否確認や救助、救護活動を優先

各階で活動

対策本部に情報集約

対策本部から居住者に報告・指示

コラム

特徴のあるマニュアルづくり

【汐浜サンハイツ災害協力隊の災害対応マニュアル】

- ・「大地震が起こってから、誰が読んでも使えるものにしよう」という考え方で、災害直後から概ね1週間程度をイメージしたマニュアルになっています。
- ・震度5の地震が発生した場合に、ブロックリーダーを中心に各自で活動をスタートさせ、状況が落ちつき次第、班組織に移行することにしています。
- ・安否確認等に必要なトランシーバーの使い方や連絡の取り方を丁寧に示しています。

【Wコンフォートタワース災害協力隊の防災マニュアル】

- ・東日本大震災以前に、区の助成金を活用して作成し、全戸に配布するとともに、転入者にも配布しています。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえて別冊版を作成しています。
- ・周辺の避難所などが分かる防災マップを添付したり、外国人居住者にとっても見てわかりやすい内容とするためイラストを多く活用しました。また、被災しても居住者自らの力で、7日間以上自宅で過ごすことができるような準備を呼びかけています。



右：汐浜サンハイツ災害協力隊
左：Wコンフォートタワース災害協力隊

2. 震災対応マニュアル（例）

マンション名

震災対応マニュアル

■このマニュアルは、震度5強以上の地震が発生した時の、マンション居住者の基本的な活動を示したものです。

※このマニュアルは、上下水道、ガス、電気、エレベーターが使用できないものとして作成しています。

■大地震の発生後も、基本的にマンション内で生活を継続します。

●地震が発生した直後は、まず、自助（自らの安全は、自ら守る）を基本に行動しましょう。

【各自で事前に取り組みましょう！】

- ・家具類の転落、落下防止
- ・自室で最低3日以上過ごすために必要な食料、資機材（マンションの備蓄品は活動のための資機材が中心です。食料は各自で確保をお願いします。）
- ・家族、近所との安否確認の方法の確認

●地震が発生した直後に屋外に避難しなければならないときは、

【一時集合場所】（ ）

【避難所】（ ）

【避難場所】（ ）

に避難します。

____年 ____月 更新

（組織名）

目 次

1. 災害時の担当者名簿
2. 組織体制
3. 地震発生後の活動の流れ
4. 地震発生後概ね1日目の活動（臨機応変に対応する時期）
5. 地震発生後概ね2～3日目の活動（事態が少し落ち着いた時期）
6. 地震発生後概ね4日目以降の活動（事態が収束に向かう時期）
7. 様式集
8. 当マンション内の備蓄資機材一覧
9. 防災関係機関一覧

【更新の経過】

年	月	日：作成	
年	月	日：（主な修正内容）	_____
年	月	日：（主な修正内容）	_____

1. 災害時の担当者名簿

（作成： 年 月 日）

番号	担当 ブロック	担当 部屋番号	担当者 部屋番号	担当者 氏名	管理組合 の担当	町会・自治会 の担当	災害協力隊 の担当	連絡先 電話番号
例	1	1001～1015	105	江東 太郎	理 事	情報	情報	0000-0000
1								
2		～						
3		～						
4		～						
5		～						
6		～						
7		～						
8		～						
9		～						
10		～						
11		～						
12		～						
13		～						
14		～						
15		～						
16								
17								
18								
19								
20								

2. 組織体制

(1) 基本的な組織体制

対策本部		拠点階		各階	
部署	主な活動内容	部署	主な活動内容	部署	主な活動内容
本部長 /副本部長	①本部の設置 ②被害状況の把握と活動指揮 ③関係機関との連絡調整	ブロック長 (拠点階代表が兼務)	ブロックの情報把握・指示	○階代表 /補佐	①階全体の把握・指示
本部 情報班	①居住者の安否等の 情報収集・整理 ②居住者への情報提供 ③本部との連絡調整	(各階班長が協力して)	ブロックで情報を集約し、対策本部に連絡	○階 情報班	①階の安否確認 ②情報収集・連絡
本部 救出・救護班	①要支援者の支援活動 ②負傷者の把握・救出 ③待避所(救護所)の 設置・運営	—	—	○階 救出・ 救護班	①負傷者の救出・救護 ②待避所(救護所)へ 誘導
本部 安全班	①初期消火活動 ②建物・設備の安全確保 ③出入口の管理 ④居住者への出火防止の 注意・指導 ⑤建物内外の防犯活動 ⑥防潮板の設置	—	—	○階 安全班 (必要に 応じて)	①建物・設備の安全確保 ②建物の防犯活動 ③救出・救護班、物資班 への協力
本部 物資班	①備蓄品・飲料水・救援物資 等の管理・配布 ②ごみ集積場所の確保・管理 ③炊き出しの実施	—	—	○階 物資班 (必要に 応じて)	①備蓄品・飲料水・救 援物資等の管理・配布 ②救出・救護班への協力
防災 センター (管理人)	①建物・設備の確認 ②情報班と協力し、放送設備 による情報提供 ③防災倉庫の鍵の解錠 ④エレベーターの確認				

【対策本部の設置場所】

〔場所名（ ）〕

対策本部の場所をマークした地図を貼りつけて下さい

【ブロック・各階の活動場所】

〔場所名（ ）〕

ブロック・各階の活動場所をマークした地図を貼りつけて下さい

(2) 組織構成

【対策本部】 本部長：氏名 (号室) (電話) 副本部長：氏名 (号室) (電話)	本部情報班長：氏名 , 号室 (電話) 補佐：氏名 , 号室 (電話)
	本部 救出・救護班長：氏名 , 号室 (電話) 補佐：氏名 , 号室 (電話)
	本部安全班長：氏名 , 号室 (電話) 補佐：氏名 , 号室 (電話)
	本部物資班長：氏名 , 号室 (電話) 補佐：氏名 , 号室 (電話)
	防災センター：氏名 , 号室 (電話)

【ブロック・拠点階】

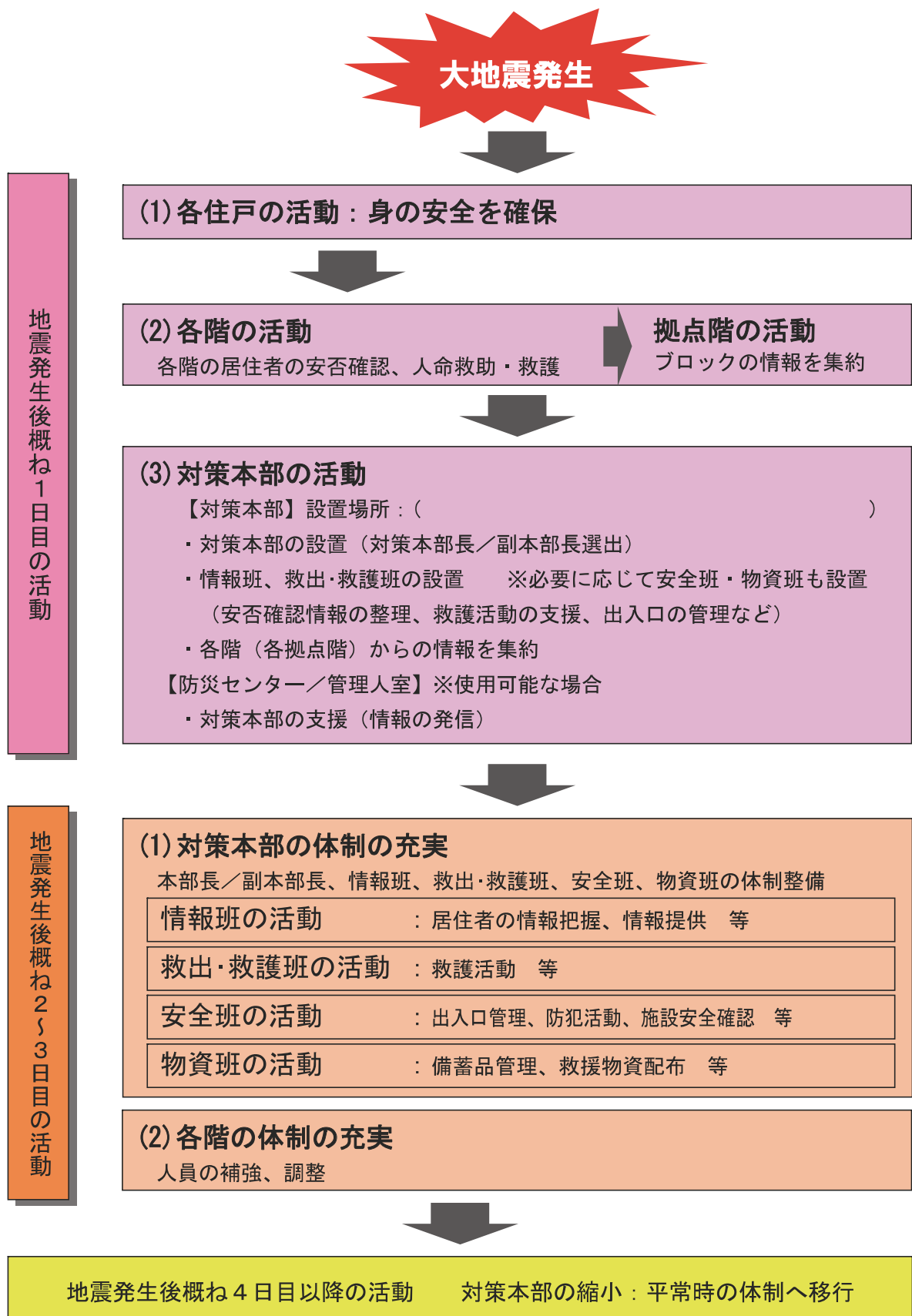
ブロック長（拠点階代表）	
___ ～ ___ 階ブロック：	___ 階代表, 氏名 , 号室, 電話
___ ～ ___ 階ブロック：	___ 階代表, 氏名 , 号室, 電話
___ ～ ___ 階ブロック：	___ 階代表, 氏名 , 号室, 電話
___ ～ ___ 階ブロック：	___ 階代表, 氏名 , 号室, 電話
___ ～ ___ 階ブロック：	___ 階代表, 氏名 , 号室, 電話
___ ～ ___ 階ブロック：	___ 階代表, 氏名 , 号室, 電話
___ ～ ___ 階ブロック：	___ 階代表, 氏名 , 号室, 電話
___ ～ ___ 階ブロック：	___ 階代表, 氏名 , 号室, 電話
___ ～ ___ 階ブロック：	___ 階代表, 氏名 , 号室, 電話

【各階】

⇒様式-10へ

○階代表 補佐	○階 情報 班長	班員（居住者全員）
	○階 救護 班長	
	○階 安全 班長	
	○階 物資 班長	

3. 地震発生後の活動の流れ



4. 地震発生後概ね1日目の活動（臨機応変に対応する時期）

(1) 各住戸の活動

まず、慌てず落ち着いて、自分の身の安全の確保、家族の状況確認、住戸の安全確認を行う。

① 自分と家族の身の安全の確保

【内容】家具類の転倒や物の落下から身を守るために、机の下などで揺れがおさまるのを待つ。

② （揺れがおさまった後）火元の確認

【内容】まずは身の安全を確保し、次に火元を確認する。
火災が発生した場合は、落ちついて消火器等で初期消火を行う。

備考

・地震発生時（基本は震度5相当以上）、ガスはマイコンメーターで自動的に遮断される。

③ 避難経路の確保

【内容】揺れがおさまった後に避難できるように、窓や玄関の戸を開け、避難経路を確保する。

④ 設備の安全確認（電気ブレーカーを落とし、ガス・水道の元栓を閉める）

【内容】電気、水道、ガスは、安全の確認が出来るまで使用を控える。
トイレは、排水管の状況が確認出来るまで使用せず、簡易トイレ等に対応する。

⑤ 各階の集合場所への集合

【内容】各住戸から避難経路を通して、集合場所に集合する。

【避難経路及び各階の集合場所】 [集合場所（ ）]

避難経路や集合場所の図面、写真を貼りつけてください

(2) 各階の活動

各住戸での安全確認ののち、階ごとに集合して安否状況を確認する。集まった全員で協力して、震災対応マニュアル（以下「マニュアル」）を基に活動する。

① マニュアルの準備

【内容】各階で集合し、マニュアルを準備する。

【マニュアルの保管場所】 [保管場所（ ）]

マニュアルの保管場所の図面、写真を貼りつけてください

② 階の代表の選出と役割分担

【内容】集合した居住者で、階の【代表・代表補佐】を決める。【代表】は階全体の状況把握や指示を行う。

その他の居住者で【情報班長・班員】（階情報のとりまとめ等）、【救出・救護班長・班員】（負傷者の救助・救護）を決める。

【代表】は、常に階の集合場所に在席し、活動指示を行う。

③ 各階での安否確認

【内容】各階で、全員で協力して、各住戸の安否確認を行う。

代表（または情報班）は、各住戸の状況を「階別安否情報シート」（様式－１）に状況を記入する。

A 安否確認の活動へ

B 救助・救護活動へ

A 安否確認の活動（情報班）

A④ 各階ごとの情報を拠点階に報告（安否情報の集約）

【内容】各階の情報班長は「階別安否情報シート」（様式－１）を持って、拠点階の集合場所に集まる。

A⑤ 拠点階（ブロック）体制の立ち上げ

【内容】拠点階の階代表がブロック長を兼務する。

A⑥ ブロックの情報を集約と対策本部への報告

【内容】各階の安否情報を、「ブロック別安否情報シート」（様式－２参照）に整理し、ブロックで情報をまとめる。

情報連絡設備（非常電話、トランシーバー等）で対策本部に報告する。

情報連絡設備が使用できない場合は、上層階から順番に下の階へ情報を伝達するリレー方式により報告する。

備考

- ・一定規模以上のマンションは、各階に非常電話があります（例：エレベーターホール近辺）。
- ・緊急時は拠点階のみ情報連絡設備を使用し、防災センターを通し対策本部に情報を伝える。
- ・情報連絡設備の使用法や使い方のルールを事前に防災センターと確認しておきます。

【拠点階からの連絡】

※非常電話を活用する場合（事前にご相談ください。）

①エレベーターホール近辺等に、非常電話があります



②非常電話の扉を開け、受話器を取ります



③防災センターにつながります



【情報連絡設備の使い方のルール】

- ・必ず防災センターと交信し、混乱を避けるため、拠点階どうしや各階どうしで通信しない。
- ・基本的に情報班長が扱う。情報班長が拠点階に安否情報の集約に行くなど不在の場合は、各階代表または補佐が扱う。
- ・防災センターとつながったら、落ち着いて、ゆっくりと、正確に、大きな声で、ブロック名・役職名・応答者名を伝えたのち、「ブロック別安否情報シート」（様式－２）の内容を伝える。

B 救助・救護活動（救出・救護班）

B④ 救助・救護活動

- 【内容】安否不明の住戸は、玄関ドアを叩き呼びかける。
玄関ドアが壊れている場合は、バルコニーなど、ほかの経路を使い呼びかける。

B⑤ 負傷者の応急手当

- 【内容】エレベーターホール等のスペース、または住戸内に安全な場所を確保し負傷者を誘導する。
軽傷者は、各家庭の救急セットや備蓄の医療品を活用し応急手当を行う。
重傷者は、対策本部を通じて消防署に救助を依頼する。

B⑥ 住戸内に閉じ込められた住民の確認・救助

- 【内容】救助用資機材を活用し、玄関のドアを開ける。（延焼等の危険を考慮して、バルコニーのガラス戸は破壊しない）
安否不明の災害時要支援者の住戸は、ドアの外から在宅を確認し、応答がない場合は、救助用資機材を活用して玄関のドアを開け確認する。

※災害時要支援者：高齢者や障害者など、災害時に自力で避難することが困難な人。

B⑦ 居住者の専門家への協力要請

- 【内容】医師、看護師、介護経験者等の協力を要請する。
救護活動は基本的に階単位で行うが、活動人員が不足する場合は、上下階や対策本部に応援を要請する。

B⑧ 災害時要支援者と負傷者の誘導

- 【内容】待避所（救護所）が設置された場合は、避難階段を使用し、各階の救出・救護班が付き添って誘導する。（各階のリレー方式）
移動が困難な災害時要支援者、負傷者は、担架等を使用して搬送する。

B⑨各階の情報のまとめと報告

- 【内容】情報班は、最終的に整理した、階の安否情報等を対策本部に報告する。

(3) 対策本部の活動

建物全体の情報拠点として対策本部を設置する。対策本部は、情報の収集、情報発信、活動指示を中心に活動する。対策本部の設置直後は、居住者の安否情報の集約、待避所（救護所）の開設を優先的に行う。

① 対策本部の設置

【内容】震度５強以上の地震が発生した場合、本部員は（ ）に参集する。本部長（不在の場合は、副本部長や他の班長など対応できる防災担当者が本部長代行者）が、対策本部を設置し、情報収集、情報発信、活動指示を行う。

【対策本部・待避所（救護所）の設置場所】

[対策本部の場所（ ）]

[待避所（救護所）の場所（ ）]

対策本部・待避所（救護所）の設置場所の図面、写真を貼りつけてください

② 役割分担

【内容】本部長、副本部長、本部情報班長、本部救出・救護班長、本部安全班長、本部物資班長が中心となり、対策本部として活動を指示する。
集合したほかの居住者及び防災担当者は、対策本部の活動に協力する。
人員が不足する場合は、館内放送や住戸内インターホンを使用して、要員を募る。
防災センター要員・管理人は、情報班長を補佐する（主に機械操作、設備点検等のハード面を担当）。

（１）本部の活動

① 状況の把握と全体の活動を指揮

【内容】各班の配置を指示する。
各班からの情報や報告等により、建物全体の状況を把握し、対策の検討や活動全体の指揮をとる。
本部長は、常に対策本部に在席して活動指示を行う。

② エレベーターの使用禁止と排水の禁止を周知する

（２）情報班の活動

① 安否確認の情報収集と整理

- 【内容】拠点階（または各階）から集められた情報を「対策本部安否情報シート」（様式－３）に整理する。
あらかじめ把握している災害時要支援者リストと照合し、支援が必要な人をリストアップする。
対策本部で建物内の安否情報を正確に把握する。
- 【手順】 ※本部長が通話、情報班が記録、防災センター要員は機器操作を担当
①館内放送で、拠点階のブロック長に、情報連絡設備での安否情報の報告を促す。
②つながったブロック長との通話を順次確認する。（一斉通話の場合は、本部から通話先を指示）

② 各階への情報連絡と居住者への状況報告

- 【内容】各階の状況を整理後、館内放送または口頭による伝達で指示内容を伝える。
- 【指示内容例】負傷者の誘導・搬送、災害時要支援者の救護等、各階（拠点階）の状況把握
対策本部の活動状況の居住者への報告
- 【報告内容例】待避所（救護所）の開設、建物・設備の状況等

（３）救出・救護班の活動

① 待避所（救護所）の開設、運営

- 【内容】室内の安全を確認し、（ ）に待避所（救護所）を開設し、対策本部へ報告する。避難者、救護者等の名簿「待避所（救護所）受付名簿」（様式－４）を作成する。

② 各階の救護活動の応援

- 【内容】各階の救護人員が不足する場合は人員を派遣します。

（４）安全班の活動

① 安全確認

- 【内容】エレベーターの閉じ込め、建物や設備の安全確認、危険箇所を把握して対策本部に報告する。

② 備蓄品（資機材）の準備

- 【内容】災害用格納庫から、救助資機材、救急医療セットを取り出し、準備する。

③ 出入口の管理

- 【内容】出入口の管理を行い、居住者、帰宅者、来訪者等のチェックする。状況を「出入口管理シート」（様式－５）に記入する。
居住者、帰宅者、来訪者等に行き先を指示する。

5. 地震発生後概ね2～3日目の活動（事態が少し落ち着いた時期）

(1) 対策本部の体制の充実

帰宅者等により活動人員を確保し、対策本部の体制を充実させる。

対策本部の体制の充実、組織体制の確認

【内容】本部長、副本部長、情報班長、救出・救護班長、安全班長、物資班長の6人が本部会議を開催し、活動を指示する。
各階から班員補充の要請があった場合は、当該階の上下階から人員を調整する。
各階の班員を含め、組織名簿を整理する。（2（2）組織構成、「階別班員等名簿」（様式－10））

（1）本部の活動

全体の指揮

【内容】各班の配置を指示する。
引き続き、各班からの情報や報告等により、建物全体の状況を把握し、対策の検討や活動全体の指揮をとる。
区や防災関係機関と連絡調整を行う。
本部長代行者が指揮を執っていた場合は、平常時に決めた本部長に移行する。不在の場合は、引き続き任務を継続する。
本部長は、常に対策本部に在席して活動指示を行う。

（2）情報班の活動

情報の収集、整理、発信

【内容】引き続き、建物内の情報を把握し、対策本部からの指示を居住者に伝える。
居住者の安否情報、現状を把握するため「対策本部安否情報シート」（様式－3）を更新する。
最寄りの避難所：（ ）に情報班員を派遣し、情報収集を行う。また、周辺地域の被害等の状況を把握する。
安全班の点検をもとに、建物、設備の復旧情報を居住者に提供する。

（3）救出・救護班の活動

① 待避所（救護所）の運営

【内容】待避所（救護所）において負傷者、災害時要支援者の救護を行う。
待避所（救護所）の利用者の状況を「待避所受付名簿」（様式－4）に記入する。

② 負傷者の搬送・誘導

【内容】手当が必要な負傷者、災害時要支援者は、情報班を通して消防署に連絡する。
防災関係機関の到着が困難な場合は、最寄の医療機関、防災拠点等の施設に連絡をとり、物資班や居住者の協力を得て搬送する。
待避所（救護所）での対処が困難な場合は、防災拠点へ誘導する。

（４）安全班の活動

① 出入口の管理

【内容】マンション出入口の管理を行い、居住者、帰宅者、来訪者等をチェックする。
状況を「出入口管理シート」（様式－５）に記入する。

② 建物・設備の安全確保

【内容】管理人や管理会社等の担当職員と協力し、建物及び設備の状況を確認する。

- ・ 建物の点検：外装、内装、構造等
 - ・ 設備の点検：給水管、排水管、電気配線、エレベーター等
- 管理会社等に点検結果のまとめを依頼する。
- ・ エレベーターの復旧見通し
 - ・ 危険箇所の明示と危険防止策
 - ・ 復旧が必要な場所、内容、費用等

点検結果を対策本部に報告し、対策本部の指示に基づき管理会社が行う危険防止・復旧対策を確認する。

復旧に費用を要する場合、管理組合等の承認を得て行う。

③ 防犯活動

【内容】建物内の見回りを行う。また、近隣町会等が行う地域の防犯活動に協力する。

（５）物資班の活動

① 備蓄品の管理

【内容】「備蓄品・救援物資等使用リスト」（様式－９）を確認し、救助資機材、救急医療セット、担架等の使用状況を管理する。
各階が必要とする備蓄品等を把握する。
備蓄品等を必要な場所へ運搬する。

② 飲料水の確保

【内容】水は各家庭で事前に準備されていることを前提とし、その上で飲料水が不足する場合は、受水槽の水を運搬する。

【容量】（ ） $\text{m}^3 \times 1000$ リットル $\div$ （マンション全居住者（ ）人
 $\times 1$ 日あたり 3 リットル）＝（ ）日分

③ 救援物資の確保、配布

【内容】物資が不足する場合は、避難所：（ ）等から救援物資を運搬し、保管、管理、配布する。

【配布方法】

④仮設トイレの設置

【内容】排水設備が損傷している場合は仮設トイレを設置する。

⑤ 炊き出しの実施

【内容】炊き出しを実施する。必要に応じて、周辺の町会等とも協力する。

⑥ 臨時ごみ集積場所の設置

【内容】ごみは各住戸で保管する。

被災生活が長期になる場合、対策本部と協議し、臨時ごみ集積場所を設置する。

【受水槽の設置場所（ ）】 【仮設トイレの設置場所（ ）】

これらの場所が分かる

図面、写真を貼りつけてください

これらの場所が分かる

図面、写真を貼りつけてください

【救援物資保管場所・配布場所、炊出し場所、臨時ごみ集積場所】

これらの場所が分かる

図面、写真を貼りつけてください

[保管場所]

[配布場所]

[炊出し場所]

[臨時ごみ集積場所]

(2) 各階の体制の充実

被災生活は各階で協力しあい、人員が不足する場合は、対策本部または上下階に応援を要請する。緊急時以外は出来るだけ各階に留まる。

班員の要請、各階の体制の確認

【内容】 1 日目に決めた、代表、代表補佐、救出・救護班長、情報班長は継続し、状況に応じて安全班、物資班を構成する。
その他の居住者で、1 日目の情報班員、救出・救護班員を基本に、安全班員、物資班員を募る。医師、看護師、介護経験者等の医療・福祉関係者がいれば救出・救護班に、建築関係の専門家がいれば安全班に参加を要請する。
以上を基に、「階別班員等名簿」（様式－10）を作成する。

（１）代表（代表補佐）の活動

階の状況把握、全体の活動を指示

【内容】 階の状況把握と活動を指示する。
対策本部から本部人員補充の要請があった場合は、人員を派遣する。
緊急を要する場合や階で対処できないことは、上下階または対策本部に応援を要請する。

（２）情報班の活動

階の情報を整理

【内容】 各住戸を訪問し「災害連絡カード」（様式－７）を渡す。
不在の住宅は「連絡依頼書兼安否不明ステッカー」（様式－６）をドアに貼り、連絡を依頼し、帰宅の連絡を受けた際に「災害連絡カード」を渡す。
「災害連絡カード」の回収は、（下記の方法で決定したものに○）
(各階の情報班が回収 ／ 情報班員宅のポストに「災害連絡カード」を投函)
回収した「災害連絡カード」の内容を「階別安否情報シート」（様式－１）、「ブロック別安否情報シート」（様式－２）に更新する。
救護が必要な住戸がある場合は、救出・救護班へ活動を指示する。
把握した情報を代表に報告する。

（３）救出・救護班の活動

負傷者等の救助・救護活動

【内容】 共用廊下、エレベーターホール、各住戸等において、負傷者、災害時要配慮者の救護を行う。
手当が必要な負傷者や、避難が必要な人を待避所（救護所）：（ ）へ誘導する。

(4) 安全班の活動

① 建物・設備の安全確認

【内容】建物及び設備の状況を確認する。

各住戸の被害状況を「災害連絡カード」(様式ー7)からまとめる。

対策本部の指示に基づき、管理会社等が行う危険防止・復旧対策を確認する。

② 防犯活動

【内容】各階の見回りを行う。

③ 救出・救護活動への協力

【内容】救出・救護班と協力して、救出・救護活動を行う。

(5) 物資班の活動

① 備蓄品の管理・配布

【内容】飲料水、食料が必要な住戸を把握し「階別備蓄品配布リスト」(様式ー8)を作成し、対策本部に報告する。

上下階と協力して物資を運搬する。

配布ルールに基づき、各住戸に物資を支給する。

② 救出・救護活動への協力

【内容】救出・救護班と協力して、救出・救護活動を行う。

6. 地震発生後概ね4日目以降の活動（事態が収束に向かう時期）

ライフラインの復旧状況（主に電気とエレベーター）を踏まえて活動体制を縮小していきます。

（1）情報班

情報の管理

【内容】電気とエレベーターが復旧して各住戸との連絡が可能になり、災害対策上の問題がないと判断した時に活動を縮小する。

地域情報の提供

【内容】区や防災関係機関、周辺地域等の情報を把握し、館内放送やニュース等を発行し、居住者に提供する。

（2）救出・救護班

待避所（救護所）の閉鎖

【内容】エレベーターが復旧し、住戸の安全確認ののち、負傷者・災害時要支援者を自宅に戻す。利用者がなくなった段階で待避所（救護所）を閉鎖する。

各階の救護活動

【内容】支援の必要の有無を本人または家族に確認し、必要がなくなった段階で活動を停止する。

（3）安全班

出入口の管理、建物・設備の安全確保

【内容】管理会社、管理人による管理体制が整った段階で、平常時の管理体制に移行する。

防犯活動

【内容】建物内の防犯活動は管理会社の体制が整った段階で、管理会社に移行する。
地域の防犯活動は、町会等と話し合い、活動を縮小する。

（4）物資班

備蓄品、救援物資の配布

【内容】エレベーターが復旧し、物資を必要とする住戸がなくなった段階で活動を縮小する。

ごみ処理

【内容】エレベーターの復旧後に、各住戸のごみを臨時ごみ集積場所に運搬するよう指示する。
ごみ集積のルール徹底と臨時ごみ集積場所の管理を継続する。

（5）対策本部

対策本部の廃止

本部長の判断で対策本部を廃止し、平常時の体制に移行する。

7. 様式集

- 様式－1 階別安否情報シート
- 様式－2 ブロック別安否情報シート
- 様式－3 対策本部安否情報シート
- 様式－4 待避所受付名簿
- 様式－5 出入口管理シート
- 様式－6 連絡依頼書兼安否不明ステッカー
- 様式－7 災害連絡カード
- 様式－8 階別備蓄品配布リスト
- 様式－9 備蓄品・救援物資等使用リスト
- 様式－10 階別班員等名簿

様式ー1 1 階別安否情報シート（ ）階

記入日時（ ）年（ ）月（ ）日 午前・午後（ ）時（ ）分 記入者／階代表名（ ）

号 室	名 前	状況 (人数・安否)	救護の必要性 (内容)	号 室	名 前	状況 (人数・安否)	救護の必要性 (内容)
01 号室				11 号室			
02 号室				12 号室			
03 号室				13 号室			
04 号室				14 号室			
05 号室				15 号室			
06 号室				16 号室			
07 号室				17 号室			
08 号室				18 号室			
09 号室				19 号室			
10 号室				20 号室			

様式ー２ ブロック別安否情報シート（ ）ブロック

※ブロックごとの情報を下記一覧表にまとめます。 各戸の記載内容：人数等（無事：○、要援護：内容記載、不明：－）

ブロック代表名（ ）					
記入日時（ ）年（ ）月（ ）日 午前・午後（ ）時（ ）分					
号 室	（ ）階 階代表名（ ）	（ ）階 階代表名（ ）	（ ）階 階代表名（ ）	（ ）階 階代表名（ ）	（ ）階 階代表名（ ）
01 号室					
02 号室					
03 号室					
04 号室					
05 号室					
06 号室					
07 号室					
08 号室					
09 号室					
10 号室					
11 号室					
12 号室					
13 号室					
14 号室					
15 号室					
16 号室					
17 号室					
18 号室					
19 号室					
20 号室					
21 号室					
22 号室					
23 号室					
24 号室					
25 号室					
26 号室					

様式－3 対策本部安否情報シート () ～ () 階

※各戸の記載内容：人数等（無事：○、要援護：内容記載、不明：－）

号 室	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()	() 階 階代表名 ()
01 号室												
02 号室												
03 号室												
04 号室												
05 号室												
06 号室												
07 号室												
08 号室												
09 号室												
10 号室												
11 号室												
12 号室												
13 号室												
14 号室												
15 号室												
16 号室												
17 号室												
18 号室												
19 号室												
20 号室												

様式一 4 待避所受付名簿 場所：()

月・日・時間	号室	氏名	性別	年齢	受付当初 : 必要な支援等	その後の状況 (帰宅、移動場所等の内容と日時)
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			

場所：（ ）

[illegible]

対策本部からのお願い

() 号室の方へ

居住者の安否を確認しています。

帰宅されましたら

(: 号室)

(: 号室)

(: 号室)

のいずれかまでご連絡ください。

※現在の状況をご説明し、「災害連絡カード」
をお渡しします。

代表者名		連絡先	電話	
号室			携帯電話	
居住人数			その他	
被害状況	室内の被害状況			
	居住者の安否			
	負傷者の有無・状況			
	災害時要支援者（＊）の有無・状況			
今後の生活予定 該当する口に☑を記入 （ ）は内容を記入	☐ 自宅で生活 ☐ マンション内で一時避難 （ 待避所 / ○○ 号室 ） ☐ 避難所への避難 ☐ 親戚等へ疎開：【 疎開先】氏名 （ ） 電話 （ ） 住所 （ ） ☐ その他 （ ）			
要望事項				
各階の対処		本部への要望		

* 高齢の方や障害をお持ちの方など、支援が必要な方

キリトリ線

(内容を確認して、目立つところに貼ってください)

- 余震に備えて、物が倒れてこない安全な場所をつくる
 - 点検が終わるまで、水道、電気、ガス、トイレは使用しない
 - ごみ、トイレの汚物は各戸で保管する（ベランダなど）
 - 災害情報は、ラジオ・ワンセグTVから得る
- （江東区の災害情報は、レインボータウンエフエム[79.2MHz]）
- 移動や疎開の際は、各階の代表か、対策本部に届ける
 - 移動、外出は電気ブレーカー、ガス、水道の元栓を閉じ、避難階段を利用する。（エレベーターは使用しない）

3-29

様式一 8 階別備蓄品配布リスト () 階

記入者／階代表名 () 記入日時 () 年 () 月 () 日 午前・午後 () 時 () 分

号 室	名 前	必要内容・数量	配布状況	号 室	名 前	必要内容・数量	配布状況
01 号室				11 号室			
02 号室				12 号室			
03 号室				13 号室			
04 号室				14 号室			
05 号室				15 号室			
06 号室				16 号室			
07 号室				17 号室			
08 号室				18 号室			
09 号室				19 号室			
10 号室				20 号室			

様式一〇 備蓄品・救援物資等使用リスト : 対策本部・物資班・() 階物資班

種別	当初配備	内容	使用後返還場所	下欄に使用状況を記入：使用日時、使用階、使用後の返還の確認				
救助 備品								
移動 備品								
種別	当初配備	内容	配布状況：配布日時、配布階、配布内容・数量、配布を記入 (各階物資班は配布住戸について記入)					
備蓄 品・ 水 食料								
種別	保管場所	日時	内容	数量	配布状況を記入：配布日時、配布階、配布内容・数量配布の確認 (各階物資班は配布住戸について記入)			
救援 物資								

様式－10 階別班員等名簿 () 階 (年 月 日作成)

班	構成	氏名 ・ 号室	電話
	代表	() : () 号室	
	代表補佐	() : () 号室	
情報班	班長	() : () 号室	
	班員	() : () 号室	
		() : () 号室	
		() : () 号室	
		() : () 号室	
救護班	班長	() : () 号室	
	班員	() : () 号室	
		() : () 号室	
		() : () 号室	
		() : () 号室	
安全班	班長	() : () 号室	
	班員	() : () 号室	
		() : () 号室	
		() : () 号室	
		() : () 号室	
物資班	班長	() : () 号室	
	班員	() : () 号室	
		() : () 号室	
		() : () 号室	
		() : () 号室	

8. 当マンション内の備蓄資機材一覧

（ 年 月 日現在）

備蓄資機材リスト、災害用格納庫内の資機材の配置図などを
貼りつけてください

9. 防災関係機関一覧

(年 月 日現在)

機 関 名	所 在 地	電話番号
江東区役所	江東区東陽4-11-28	3647-9111
()出張所	()	()
江東区保健所	東陽2-1-1	3647-5855
()保健相談所	()	()
江東区清掃事務所	潮見1-29-7	3644-6216
水道局江東営業所	新砂1-7-2	5633-9053
下水道局東部第一下水道事務所	東陽7-1-14	3645-9641
()警察署	()	()
()消防署	()	()
()消防署()出張所	()	()
()郵便局	()	()
㈱NTT東日本ー東京		116 0120-116-000
東京電力㈱江東支社	大島3-4-5	東京カスタマーセンター 0120-995-002
東京ガス㈱東部支店	猿江2-15-5	お客様センター：0570-002-221
警備 (会社名)	()	()
エレベーター (会社名)	()	()
機械式駐車場 (会社名)	()	()
電気設備保安 (会社名)	()	()
防災監視盤 (会社名)	()	()
消防設備保守 (会社名)	()	()
共用部電気設備 (会社名)	()	()
共用部給排水・空調設備 (会社名)	()	()
自動ドア (会社名)	()	()
管理会社 (会社名)	()	()
防災センター	()	()

3. 事前対策マニュアル（例）

マンション名

事前対策マニュアル

- このマニュアルは、大地震が発生した時に備えて、どのような活動をしたらよいかを考えるために、事前に把握しておくべき基本的な事項を示したものです。
- まず、管理組合や町会・自治会で、防災活動に取り組むチームをつくったり、災害協力隊を結成して、同じマンションにお住まいのみなさんと一緒に取り組みましょう。
- 管理会社や、同じマンションにお住まいの専門家の方などにも協力を求めましょう。
- 現在の状況が概ねつかめたら、今度は、大地震が発生したときに、具体的にどのような活動をするよいか、震災対応マニュアルを作ってみましょう。

確認者：

____年____月 更新

（組織名）

目 次

1. 事前対策マニュアルの作成担当者名簿
2. 防災活動体制・コミュニティの状況の把握
3. 施設・設備の整備・点検
4. 様式集

【更新の経過】

年	月	日：作成	
年	月	日：（主な修正内容）	_____
年	月	日：（主な修正内容）	_____

1. 事前対策マニュアルの作成担当者名簿

(作成： 年 月 日)

[illegible]

2. 防災活動体制・コミュニティの状況の把握

① 災害時の活動体制の整理

【内容】現在の管理組合の状況を確認する。

役員の任期	〇〇 年	役員の人数	〇〇 人	会合の回数	〇〇 回／年
防災訓練の実施	〇〇 回／年	防災マニュアル	有 / 無	町会・自治会加入	有 / 無
要支援者の把握	有 / 無	広報誌の発行	有 / 無	災害協力隊	有 / 無

② 災害時の活動につながる人材やコミュニティの把握

【内容】マンションにお住まいの専門家を把握する。

●医療関係

●福祉関係

●建築関係

●その他

【内容】趣味の活動サークル等の名称、目的、参加者を把握する。

【内容】マンション居住者が参加するイベントを整理する。

主催組織	行事・祭事	時期・日程	担当者
町会・自治会			
管理組合			
災害協力隊			
その他			

③ 災害時の活動に必要な情報の把握

【内容】

資料	有無	備考
入居者名簿	有 ・ 無	
要配慮者（要支援者）名簿	有 ・ 無	
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	

3. 施設・設備の整備・点検

① 建物の耐震性の確認

【内容】建築時期を確認する。

建築確認年月日： 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(竣工年月日： 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日)

●昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築物の場合は、下記の項目を検討する。

・耐震診断の実施 ⇒ (実施済の場合) 実施日： 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

・補強設計の実施 ⇒ (実施済の場合) 実施日： 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

・補強工事の実施 ⇒ (実施済の場合) 実施日： 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

② 活用できる施設などの確認

【内容】施設の状況を確認する。

複合施設 (用途)	有 / 無	内容： 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	階数： 〇〇 階 〇〇 階 〇〇 階 〇〇 階 〇〇 階
防災センター	有 / 無	要員 〇〇 人	
管理事務所 (管理人室)	有 / 無		
管理人	常駐 / 駐在 (週 〇〇 回)	時間 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇	
会議室・集会室	有 / 無	合計： 〇〇 力所	面積： 〇〇 m ² (各室の合計面積)

③ 災害時の管理会社の体制の確認

【内容】災害時の人員配置等の動員体制・連絡方法

④ 共用施設（会議室・集会室）の利用方法の整理

【内容】会議室・集会室等の利用方法を決める。

室名	場所	震災時の利用方法

⑤ 防災設備の有無、点検方法などの確認

【内容】管理会社や設備会社の関係者から、防災設備の状況を確認する。

消火設備	設備名 (有るものに○)	点検方法
	消火器	
	火災警報器	
	スプリンクラー	
	()	
防火水槽	有 / 無 貯水量 : ○○ t 【点検方法】	
受水槽	有 / 無 貯水量 : ○○ t 感震器連動型止水弁 : 有 / 無 【点検方法】	
非常用発電機	有 / 無 稼働時間 : ○○ 時間 , 燃料 (容量) : ○○ ℓ 対応設備 : 共用照明 / 非常用エレベーター / その他 () 【燃料確保の方法】	
非常放送設備	有 / 無	

エレベーター	一般用	〇〇 基	メーカー名	〇〇		
	非常用	〇〇 基	地震時対応	有 / 無	耐震クラス	S _{0.9} / A _{0.9}
	【復旧手順・方法】					
熱源	ガス / 電気 / その他（ ）					

⑥ 備蓄品や災害時にも活用できる資機材の確保と管理

【内容】災害時の活動に必要な備蓄品を確保する。

AEDの設置状況		有 / 無	場所：
防災倉庫		有 / 無	場所：
備蓄品	救出救助資機材	有 / 無	内容：
	トランシーバー	有 / 無	台
	毛布	有 / 無	枚
	TV・ラジオ	有 / 無	台
	屋外用仮設トイレ	有 / 無	回分
	その他	(食料) 品名 〇〇 , 〇〇 食分 (期限 〇〇 年 〇〇 月) 品名 〇〇 , 〇〇 食分 (期限 〇〇 年 〇〇 月) 品名 〇〇 , 〇〇 食分 (期限 〇〇 年 〇〇 月) (飲料水) 〇〇 ㍓ × 〇〇 本 = 合計 〇〇 ㍓ (期限 〇〇 年 〇〇 月) (家庭用簡易トイレ) 回分	
エレベーター内備蓄		有 / 無	内容：

⑦ 備蓄品や災害時にも活用できる資機材の購入、管理の計画

【内容】購入が必要な備蓄品の購入計画を立てる。

品目・数量	購入・更新時期

4. 様式集

様式－1 建物等点検調査シート

様式－2 アンケートのお願い及びアンケート（例）

様式－１ 建物等点検調査シート

棟数	階数			住戸数（戸）			複合用途		構造	耐震性
	地上	地下	塔屋	分譲	賃貸	人数	内容	階数		
項目						対策内容				
管理組合の状況	管理組合同規約、規則									
	消防計画（地震対策の有無）									
	防災に関する活動体制									
	防災訓練の実施状況									
	防災マニュアルの有無									
	広報活動の内容									
	居住者の把握（要援護者等）									
項目	内容					平常時		震災時の対応		
エレベーター	非常用エレベーター									
	一般用エレベーター									
	（非常用電源）									
共用照明	非常用照明									
	一般用照明									
室内電気	照明									
	コンセント									
通信	電話									
	インターネット									
	ケーブルテレビ									
給水	受水槽：容量、方式、耐震性									
	高置水槽									
	ポンプ									
	給水管									
	非常用電源									
排水	排水管									
	地下水槽及び排水ポンプ									
	非常用電源									
熱源種別	冷暖房									
	給湯									
	調理									
防災設備	火災警報器									
	スプリンクラー									
	非常用電源の運転時間									
防災センター：人員配置										
災害時の専門家の派遣体制										
備蓄：場所・内容										
その他										

様式ー２ アンケートのお願い及びアンケート（例）

※ _____ には、災害協力隊、管理組合、
町会・自治会の名称を入れてください

〇〇マンション _____

震災対応マニュアル作成のためのアンケートに ご協力ください！

近年、大地震はいつ発生してもおかしくないと言われています。また、皆様も、さまざまな報道を通じて、災害時には“共に助け合うこと”が重要と認識されていることと思います。

大地震が発生した場合、上水道、電気、電話、エレベーターなどのライフラインが停止することが考えられます。_____ では、この調査で皆様に地震の時どのような状況になるかを想像していただきながら、皆様の防災に対する意識や備えなどについて把握し、大地震に備えたマニュアル作成の参考にしたいと考えています。

ぜひご協力をお願いいたします。

〇〇マンション _____

（代表者名 _____ ）

■アンケート票の回収方法

別紙のアンケート票を

____年____月____日（____）までに、_____へ
ご提出ください。

アンケート調査票

～地震に対する意識や備え、地震後の行動等についてお答えください～

冬の夕方6時 震度6強の地震発生

想像してみてください

①あなたは、まず地震の安全を確保します

リビングにいたあなたは、大きな揺れで立ってられずテーブルの下に潜り込みました。家具は大きく揺れ、食器や調理器具がぶつかってガチャガチャ鳴っています。幸い火災にはなりませんでしたが、停電で真っ暗です。

問1 家具の転倒防止対策はしていますか？（当てはまるもの1つに○）

1. している 2. していない 3. 今後行いたい

問2 食器棚や窓のガラスの飛散防止対策はしていますか？（当てはまるもの1つに○）

1. している 2. していない 3. 今後行いたい

問3 火災警報器が設置してあることは知っていますか？（当てはまるもの1つに○）

1. 知っている 2. 知らない

問4-1 消火器があることを知っていますか？（当てはまるもの1つに○）

1. 知っている 2. 知らない

問4-2 消火器を使えますか？（当てはまるもの1つに○）

1. 使える 2. 使えない

②あなたは、避難の準備をします

想像してみてください

リビングは割れたガラスなどが散らばっています。手探りで備品袋から、懐中電灯、携帯ラジオを出し、靴と軍手を身につけます。子ども部屋へ行くと、子どもは机の下に隠れてけがはありませんでした。

問5 情報を集めたり、けがをしないために、用意している備品はどれですか？
（当てはまるもの全てに○）

1. 懐中電灯 4. 軍手
2. ラジオ 5. その他
3. 寝室に靴を置いている

③あなたは、避難します

想像してみてください

避難のために玄関ドアを開けてみましたが、梁（はり）か壁がゆがんだせいで開きません。ベランダの隣家との仕切り板を破って、ベランダからの避難路を確保します。

問6-1 玄関からの避難ルートを知っていますか？ （当てはまるもの1つに○）

1. 知っている

2. 知らない

問6-2 ベランダからの避難ルートを知っていますか？ （当てはまるもの1つに○）

1. 知っている

2. 知らない

問6-3 避難はしごの場所を知っていますか？ （当てはまるもの1つに○）

1. 知っている

2. 知らない

問6-4 避難はしごの使用方法を知っていますか？ （当てはまるもの1つに○）

1. 知っている

2. 知らない

問7 避難階段の場所を知っていますか？ （当てはまるもの1つに○）

1. 知っている

2. 知らない

問8 地震や火災の時は、エレベーターを使ってはいけないことを知っていますか？ ※
（当てはまるもの1つに○）

1. 知っている

2. 知らない

※火災による停電、パニックによる乗り過ぎ、消火の際の水の影響などにより、閉じ込められることがあるためです。

④あなたは、お近くの方々と一緒に安否を確認し、救助活動します

想像してみてください

廊下に出てみると、非常灯は点いていますが、エレベーターは動きません。エレベーターホールでは、同じ階の皆さんが心配そうに集まっています。あなたは、皆さんと協力して、同じ階の人たちの状況を把握することにしました。また、転倒した家具でケガをしたAさんを、室内の安全な場所に移し、応急手当をしました。

Bさんには、避難階段を使って本部にこの階の状況報告に行ってもらうことにしました。

問9 同じ階に住んでいる人をどのくらい知っていますか？ （当てはまるもの1つに○）

1. 全ての人、又はほとんどの人を知っている

3. 知っている人は半数未満

4. ほとんどの人を知らない

2. 半数以上の人を知っている

問 10 けが人（軽傷者）が出た場合の応急措置ができますか？
（当てはまるもの 1 つに○）

1. できる
2. 方法は知っているが、やったことがない
3. できない

問 11 けが人（重傷者）が出た場合の応急措置ができますか？
（当てはまるもの 1 つに○）

1. できる
2. 方法は知っているが、やったことがない
3. できない

⑤あなたは、無事を確認するために、家族や親類に連絡をとります

想像してみてください

電話は通じません。外出している家族や親類に、災害用伝言ダイヤル 1 7 1 や災害用伝言板を利用してこちらの安否を伝えます。

問 12 災害時の家族の連絡方法を決めていますか？ （当てはまるもの 1 つに○）

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 決めている | 2. 決めていない |
|----------|-----------|

問 13 災害用伝言ダイヤル（1 7 1）や災害用伝言板を知っていますか？
（当てはまるもの 1 つに○）

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

⑥あなたは、自宅に戻って生活に必要なものを確認します

想像してみてください

停電のため、水道やトイレ、クッキングヒーターなどが使えません。ペットボトルの水も少ししか残っておらず、食べ物は、買い置きしてあったパンや子どものおやつのお菓子があるくらいです。

問 14 どのような備蓄品を用意していますか？ （当てはまるもの全てに○）

飲料水（一人／1 日／3 リットルを 3 日分）	1. ある	2. ない
食料（非常食 人数×3 食×3 日分）	1. ある	2. ない
簡易トイレ（人数×7～8 回×3 日分）	1. ある	2. ない
風呂水の溜め置き	1. ある	2. ない
救急医薬品	1. ある	2. ない

手動携帯充電器	1. ある	2. ない
カセットコンロ・ボンベ	1. ある	2. ない
給水袋	1. ある	2. ない
その他（	）	

⑦あなたは、近隣の方と応急対応に取り組みます

想像してみてください

時間が経って、（災害協力隊、管理組合、町会・自治会）の防災体制が整ってきました。お年寄りや乳幼児などの要配慮者や負傷者は、救出・救護班が〇階の〇〇〇に開設した待避所（救護所）に誘導されました。待避所（救護所）では、救出・救護班が負傷者の手当てをしています。

問 15 手助けの必要な方はいますか？（当てはまるもの全てに○）

65歳以上の方	1. いる	2. いない
就学前の乳幼児	1. いる	2. いない
日頃から何らかの手助けを受けている方	1. いる	2. いない
<u>上記のうち</u> 、救出・救護班の手助けが必要な方	1. いる	2. いない

防災センター（管理事務所）にご連絡ください

問 16 専門的な手助けができる方はいますか？（当てはまるもの全てに○）

医師または元医師の方	1. いる	2. いない
看護師または元看護師の方	1. いる	2. いない
福祉・介護の経験者（ご家族の介護も含む）	1. いる	2. いない
建築関係の専門家	1. いる	2. いない

問 17-1 災害対策本部を設置した場合、主に日中、自宅に在宅のご家族の方で、協力できることはありますか？（当てはまるもの1つに○）

1. 協力できることがある
2. 協力できない、または協力できる状況でない

問 17-2 災害対策本部を設置した場合、主に日中、お勤めなどで自宅に不在のご家族の方で、協力できることはありますか？（当てはまるもの1つに○）

1. 協力できることがある
2. 協力できない、又は協力できる状況でない

問 17-3 (問 17-2 で 1. に○をつけた方へ) お勤め等の場所はどこですか? (当てはまるもの全てに○)

1. 江東区内	4. 東京都市部、千葉、神奈川、埼玉県
2. 中央、千代田、港、台東、墨田、葛飾、江戸川区内	5. その他
3. 1・2以外の23区	()

問 17-4 (問 17-1、問 17-2 で 1. に○をつけた方へ) どのようなことに協力できますか? 協力できる方の在宅時間帯についてもお答えください。
(当てはまる時間帯全てに○)

協力の内容	平日			休日		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
本部と各階の連絡、防災拠点との連絡						
建物の安全確認、防犯活動						
避難者の誘導、要支援者の支援						
負傷者の応急手当						
備蓄品、食料・物資の受入・配布						

【最後に、回答を作成した方についてお答えください】

お住まい	() 号室		
家族構成	年齢	人数	うち、平日昼間に在宅
	0～5 歳	() 人	() 人
	6～12 歳 (小学生)	() 人	() 人
	13～18 歳 (中学生・高校生)	() 人	() 人
	18～65 歳	() 人	() 人
	65 歳以上	() 人	() 人

【防災の取り組みについての意見や提案など、ご自由にお書きください。】

--

(災害協力隊、管理組合、町会・自治会) では、防災体制を充実するために、震災対応マニュアルを検討しています。関心のある方はぜひご参加ください。

資料提供・協力（五十音順）

汐浜サンハイツ災害協力隊

ソラネットシティ災害協力隊

Wコンフォートタワーズ災害協力隊

ファミリー浜園災害協力隊

参考文献

「高層住宅防災対策 震災時活動マニュアル策定の手引き」

（東京都中央区、平成 23 年 1 月）

「中高層マンションの防災対策マニュアル マンション防災ははじめの一步」

（東京都新宿区、平成 23 年 10 月）

「地域の底力を結集！ 東日本大震災から学ぶ復興まちづくり事例集」

（宮城県仙台市、平成 24 年 11 月）

 江東区 高層住宅震災対応マニュアル作成の手引き

平成 27 年 8 月発行

編集・発行 江東区 総務部 危機管理室 防災課
〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28
電話 (03) 3647-9111（代表）

印刷物企画表第 1 類

印刷番号 (27) 21 号
